

第Ⅰ期東御市社会福祉協議会総合計画



社会福祉法人東御市社会福祉協議会

目次

はじめに	1
1. 計画の概要	
(1) 計画策定の背景	2
(2) 計画の方針と位置づけ	3
(3) 計画の期間	
(4) 計画の体系と策定方法	4
(5) 計画の評価方法	5
2. 東御市社協を取り巻く現状と課題	
(1) 地域社会の変化	6
(2) 国の制度政策と東御市社協の事業展開	8
(3) 経営状況	9
(4) SWOT 分析による現状と課題	10
3. 理念・方針	12
4. 計画の体系及び体制図	13
5. 計画の取り組み内容	
I 地域福祉部門	18
II 相談支援部門	34
III 法人運営部門	42
巻末資料	52
(1) 東御市社会福祉協議会 総合計画策定の経過	
(2) 総合計画策定員会設置要綱	
(3) 総合計画策定委員名簿・オブザーバー・各部会メンバー表	
(4) 参考資料	
(5) 注釈一覧	

はじめに

近年は少子高齢化、核家族化の進行等により、地域社会の担い手が減少していく中、コロナ禍以降地域における交流機会の減少等もあり、地域の支え合いの基盤が弱まってきています。また、生活上の様々な課題は複雑化・複合化し、福祉ニーズは拡大、多様化しています。

地域福祉の推進を図ることを使命とする東御市社会福祉協議会は、地域課題に対して行政と地域住民、関係機関等が協働で取り組む方向性を示した地域福祉計画を具現化するため、地域福祉活動計画を策定し活動を推進してまいりました。

令和6年度、第5次の地域福祉計画の策定にあたり、より実効性の高いものとするため東御市社会福祉協議会の第5期地域福祉活動計画を一体的に策定いたしました。

この総合計画は、第5次地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画の実現のため、東御市社会福祉協議会の目指すべき理念と基本方針を明らかにし、具体的な取り組みを事業、組織、財政等総合的に示したものです。

私たちは、共につながり認め合い、みんなが助けあい支え合うまちづくりに向けて、一人ひとりの豊かな暮らしを実現し、将来につないでいくことを基本理念とし取り組んでまいります。

本計画策定にあたっては、職員全員が参加し何回も議論を重ね作成しました。また、外部策定委員の皆様にご意見をいただき、参考にいたしました。策定に関わっていただいた皆様に心より感謝申し上げます。

大変ありがとうございました。

令和7年4月

社会福祉法人東御市社会福祉協議会

会 長 横 山 好 範

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景

○前身の「発展強化計画」について

東御市社会福祉協議会（以下、東御市社協）は、平成 16 年に合併後、設立 10 周年記念事業として、平成 27 年に、初の経営計画である「第 1 期東御市社協発展強化計画」（以下、第 1 期発展強化計画）を全職員が参加し策定しました。組織内の連携強化等を主たる取り組みとし「情報共有会議」等を積極的に行い、組織内の連携体制を深めました。また、平成 30 年に「第 2 期東御市社協発展強化計画」（以下、第 2 期発展強化計画）を策定し、第 1 期発展強化計画で取り組むことができなかった「子どもの居場所や学習の場づくり」や「ニーズ」を地域づくりに展開」等に取り組む、一定の成果をあげることができました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響（以下、コロナ禍）により、第 2 期発展強化計画の振り返りや次期計画の取り組みは一時、休止となりました。

○時代の変化に合った経営計画の必要性

「第 2 期発展強化計画」では、国の政策や地域社会の課題との関連が十分とは言えませんでした。一方で、国は地域福祉を制度化する方向性が明確になり、社会福祉法を改正し「地域共生社会」の実現に向けた制度を推進しています。

今回の計画策定では、国が目指す地域共生社会の実現について、東御市社協として、どのように市民と共に歩みを進めるのかを明らかにします。そして、中長期的に取り組む事業と基盤となる法人の体制整備と財政計画を再考・再編します。「第 2 期発展強化計画」の取り組みを踏まえ、事業や取り組みを「地域福祉部門」、「相談支援部門」、「法人運営部門」に整理統合し、各部門の現状と課題を分析しながら、今後の東御市社協の進むべき方向性を示す計画を策定します。

○東御市地域福祉計画²と東御市地域福祉活動計画³の一体的な策定

令和 6 年度には、地域福祉活動計画を東御市地域福祉計画と一体的に策定し、令和 7 年度から第 5 次地域福祉計画と第 5 期地域福祉活動計画がスタートします。今後一層、東御市と東御市社協が力を合わせて東御市の住民主体の地域福祉をサポートする体制を整えていきます。

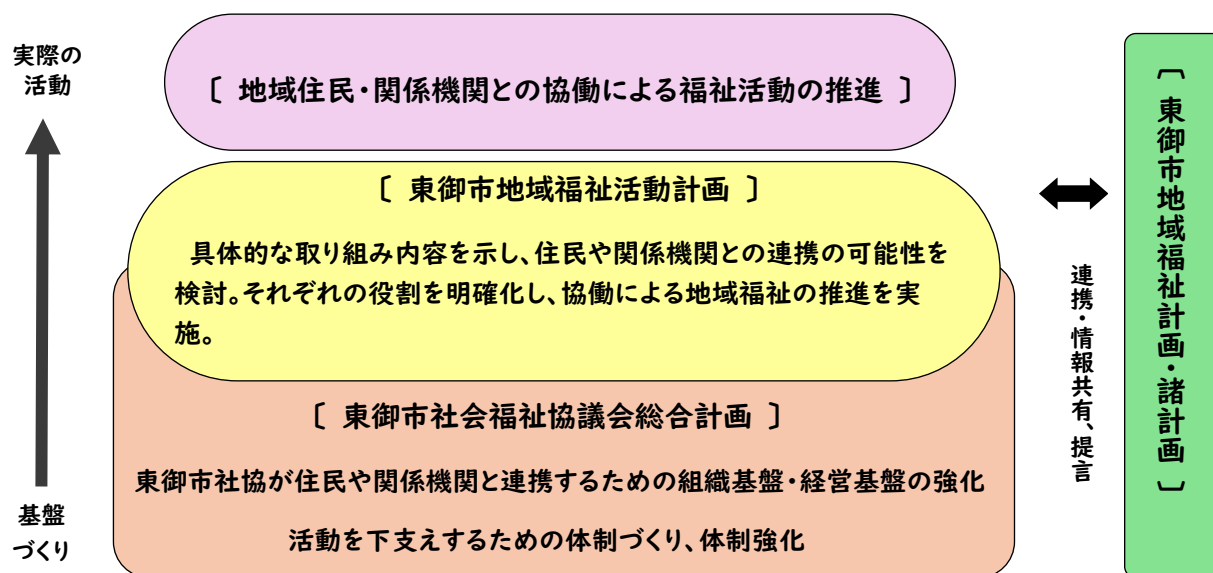
¹ ニーズ：要望、要求。利用者や家族の希望や生活の全体像を把握するために、さまざまな情報を収集・分析することによって抽出される「生活全般の解決すべき課題」のこと。つまり、「それが解決できれば、希望とする生活や活動が可能になる」という課題のこと。

² 地域福祉計画：地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき、市町村が策定する行政計画。地域住民の生活課題を明確にし、その解決策を示すための基本方針を提供します。単なる福祉サービスの提供にとどまらず、地域特性に応じた包括的な支援体制の構築を目指しています。

³ 地域福祉活動計画：「地域福祉」は、人権尊重を基本に、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう地域に関わるすべての者が主役となって進めていく地域づくりの取り組みのことを言う。

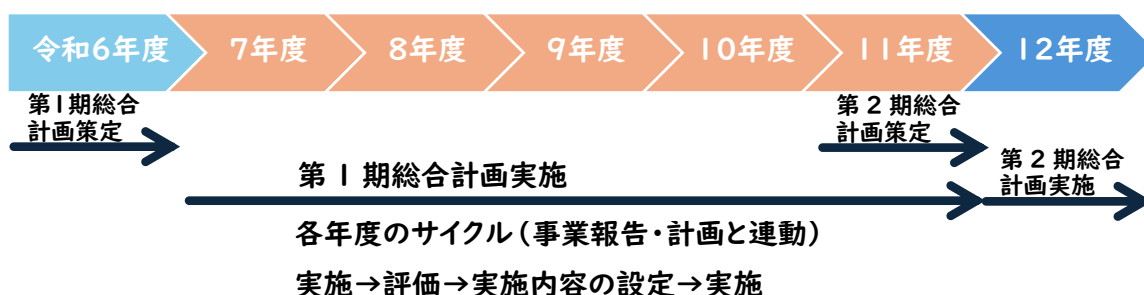
(2) 計画の方針と位置づけ

- 本計画は、第5次地域福祉計画・第5期地域福祉活動計画にて取り上げられた現状や課題に対して、本会の使命や基本理念の考え方を踏まえ、事業運営・組織運営の課題を明確にし、その実現に向けた事業、組織、財政等に関する具体的な取り組みを示したものです。
- 全国社会福祉協議会（以下、全社協）では前述で示した社会福祉法等の改正を受けて、地域生活課題の変化や地域福祉推進委員会等で策定した各種の方針「全社協福祉ビジョン2020」、「市町村社協経営指針」の第2次改訂版を令和2年にとりまとめています。また、令和6年度には、全社協で社協の組織・活動の原則・機能・事業等の指針を定める「社会福祉協議会基本要項2025」を策定中です。それらの方針を踏まえながら、本計画の策定をします。
- 東御市地域福祉活動計画・東御市社協総合計画等の関係性



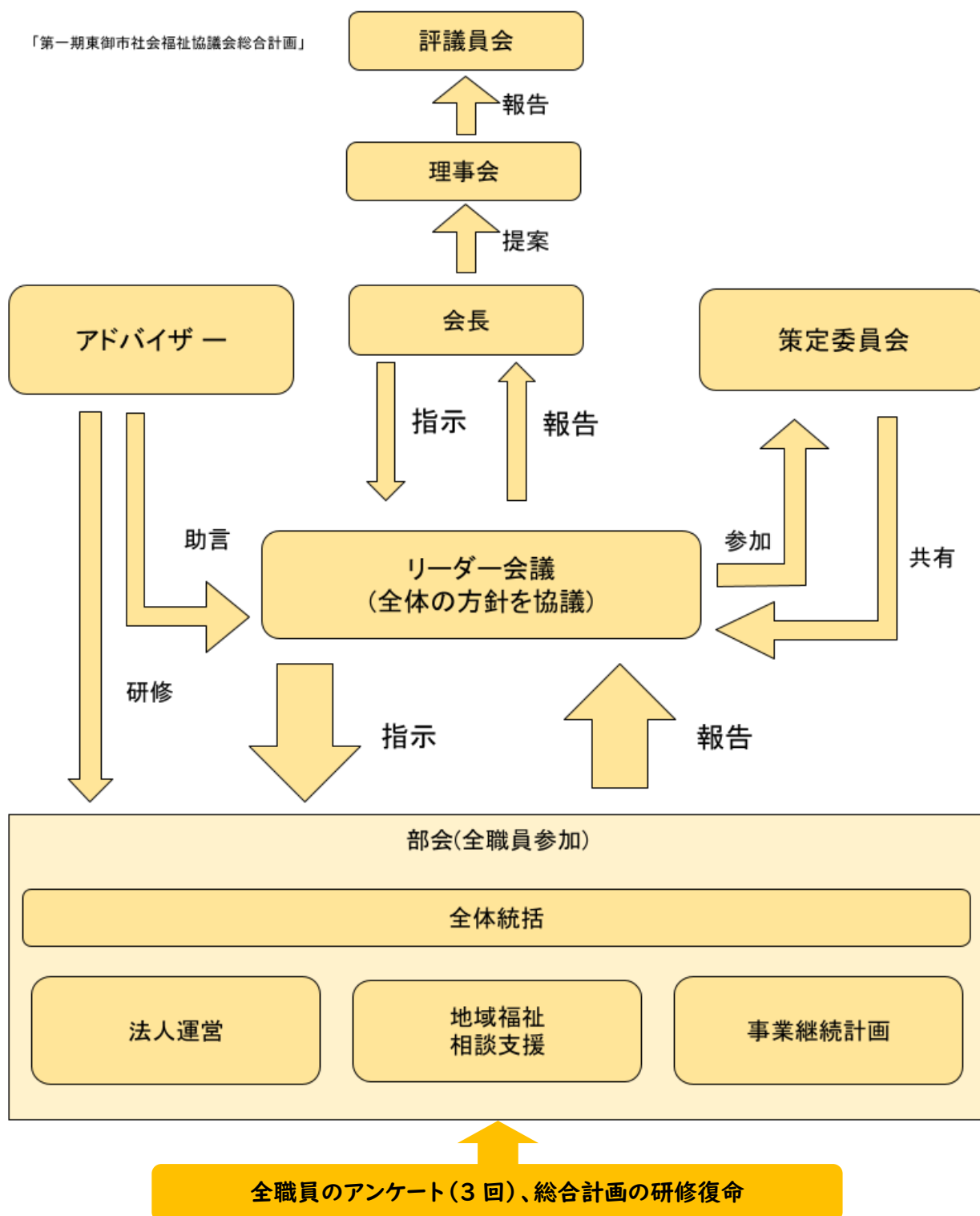
(3) 計画の期間

- 本計画の期間は令和7年度から令和11年度の5年間とします。
- 第5期東御市地域福祉活動計画と第5次東御市地域福祉計画は、本計画と同時に進行します。



(4) 計画の体系と策定方法

- 本計画では、「第2期発展強化計画」を継承しつつ、地域の多様なニーズに応え、各関係機関から東御市社協に求められている役割を果たすために、本会の地域福祉・相談支援の事業と組織運営・財政状況等の現状と課題を明らかにし、解決に向け取り組みます。
- 全職員が「部会」に所属して議論を重ね、3回のアンケートと総合計画に関わる研修の学びを計画の策定に活かしました。また、策定委員会と外部アドバイザー2名に助言をいただき、随時進めました。



(5) 計画の評価方法

○本計画は、PDCA（計画→実行→評価→改善）を基本にします。

○この計画が、組織の毎年の経営方針（事業計画と報告）の主軸になるよう、サイクルを定着します。

○進捗管理の具体的な方法

- ・年度当初に、様式に基づき「実施項目（小項目）」すべてに、目標値または目標内容を定めます。
- ・初年度は、3カ月に一度、進捗管理の会議を部会ごとに行います。次年度以降は、進捗状況に応じ、進捗管理の部会を年間2～3回開催します。
- ・評価は、当年度の12月～1月に、次の方法で評価を行い、当年度の東御市社協の事業報告と次年度の事業計画に反映させます。

○評価方法

① 法人組織（職員）による評価

「小項目」ごとに1～5の評価

- 1：取り組みができなかった
- 2：十分な取り組みができなかった
- 3：取り組みをした
- 4：予想よりも上回る取り組みができた
- 5：予想よりもはるかに上回る取り組みができた

「大項目」ごとに、省察と次年度以降の展望を記載

② 市民からの意見

策定委員会をベースに組織化をし、毎年、職員から取り組み報告を行い、実施内容について意見をもらう。

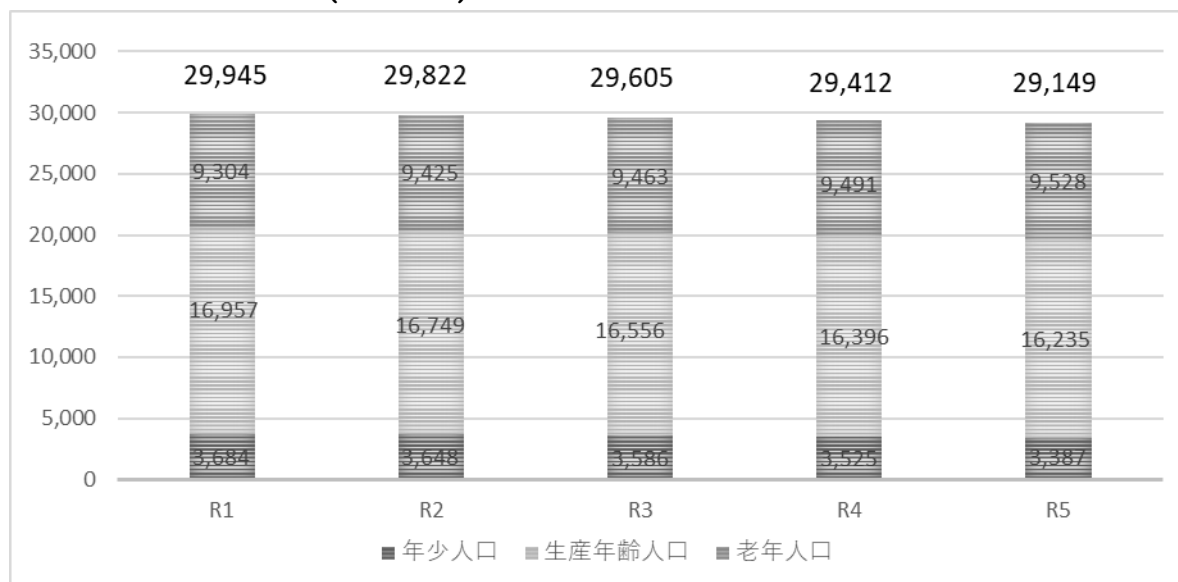
○評価の公表

- ・取り組み及び評価結果を、6月の理事会・評議員会にて報告する。
- ・ホームページに、評価内容を公表する。

2. 東御市社協を取り巻く現状と課題

(1) 地域社会の変化

本市の人口は平成 17 年の 31,271 人をピークに減少傾向にあり、令和 5 年 4 月現在の人口は 29,149 人となっています。また、高齢者の割合は年々上昇し令和 5 年 4 月 1 日現在の 65 歳以上の人口割合(高齢化率)は 32.7%となっています。



図－1 年齢 3 区分別人口と要介護支援者認定者数
【資料：東御市地域福祉計画内資料 住民基本台帳】

<高齢者福祉>

- ・介護保険の要介護・要支援認定者の数の推移を見ると、認定者数、認定率は年々増加しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
第 1 号被保険者数	9,320	9,419	9,499	9,523	9,552
要介護・要支援認定者数	1,479	1,544	1,599	1,648	1,700
認定率	15.9%	16.4%	16.8%	17.3%	17.8%

【東御市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画】

<障害者福祉>

- ・手帳所持者数は、身体障害については減少傾向にありますが、知的障害、精神障害は年々増加しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
身体障害	1,207	1,393	1,178	1,166	1,142
知的障害	272	274	241	315	330
精神障害	339	364	391	416	416

【資料：東御市地域福祉計画内資料 住民基本台帳】

<生活困窮>

「東御市の人口より」

- ・生活保護受給者数は令和元年から４年については横ばいの数字でしたが、令和５年に大きく増加しました。

	R1	R2	R3	R4	R5
被保護者世帯数	96	107	102	105	122
被保護者数	115	126	121	122	148

【資料：東御市地域福祉計画内資料 住民基本台帳】

- ・生活困窮者自立相談支援については、コロナ禍の令和２年、３年に大きく新規相談が増えました。自立支援プランの作成件数についてはコロナ禍と同等の件数を現在も作成しています。

	R1	R2	R3	R4	R5
新規相談件数	71	179	110	78	75
プラン作成件数	58	40	40	40	35

【資料：東御市生活困窮者自立支援事業支援調整会議資料】

<子ども・子どものいる世帯>

- ・ひとり親家庭の状況を児童扶養手当申請者数から見ると、市内においては母子、父子共に令和２年から減少傾向にあります。

	R1	R2	R3	R4	R5
母子世帯	265	270	264	262	253
父子世帯	17	18	16	14	11
合計	282	288	280	276	264

【資料：東御市地域福祉計画内資料 住民基本台帳】

<不登校児、不登校生徒の数>

- ・年々、不登校児、不登校生徒数は増加しています。一時、国・県の平均値より小学校の不登校率が高まりました。現在は、国・県の平均値より下回っています。

	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	0.63	1.09	1.83	2.26	2.63
中学校	6.08	6.14	6.24	7.74	6.57

【東御市教育委員会】

<多文化共生>

- ・市内在住の外国人の推移については、令和元年から年々増加しています。総人口における外国人の割合も令和元年の１.６％から５年では０.５％上昇し、２.１％になっています。

	R1	R2	R3	R4	R5
外国人	476	536	560	549	607
外国世帯	195	260	273	259	311
割合	1.6	1.8	1.9	1.9	2.1

【資料：市 HP 東御市の人口】

(2) 国の制度政策と東御市社協の事業展開		*参考文献:巻末参照
年次	社会福祉の制度・政策、社会福祉に関する動向	東御市社協のうごき
平成16年	社会保障審議会福祉部会「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針のあり方についての発表」	10月 東部町社協と北御牧村社協が合併し、東御市社会福祉協議会が誕生 「第1期地域福祉活動計画」(～平成20年度)
平成18年	「第3期介護保険事業計画」 「障害者自立支援法」	「在宅介護支援センター」の委託終了
平成19年	「社会福祉士及び介護福祉士法改正」 日本国「障害者権利条約」に署名	地域福祉権利擁護ネットワーク事業(現:日常生活自立支援事業)の専任者を配置
平成20年	「子どもの貧困元年」 年越し派遣村設置 介護の日 11月11日に制定 リーマンブラザーズ破綻。世界金融危機の急速な進行	リーマンショックによる経済的困窮者が急増し、生活福祉資金貸付を年末年始に開所 災害ボランティアサポーター登録制度開始。災害ボランティア講座を初開催
平成21年	「第4期介護保険事業計画」 生活福祉資金貸付制度の見直し	「第2期地域福祉活動計画」(～平成25年度) 「障害者地域活動支援センター」の委託終了。ちいさがた福祉課へ経営移管
平成23年	東日本大震災・長野県北部地震発生 「介護保険法等の一部改正法」(地域包括ケアシステムの推進) 成年後見支援センター(長野・松本・上伊那)開所	東日本大震災・長野県北部地震の被災地に職員派遣、災害義援金の募集
平成24年	「第5期介護保険事業計画」 「障害者総合支援法」・「障害者虐待防止法」	
平成25年	「社会保障制度改革国民会議報告」で「全世代型の社会保障」に転換することを目指す	東御市社協発足10周年記念として、「発展強化計画」策定の根幹部を検討する「プロジェクトチーム」の発足
平成26年	「障害者差別解消法」・「子どもの貧困対策推進に関する法」 記録的豪雪	「第3期地域福祉活動計画」(～平成30年度) 「第1期発展強化計画」策定 「男性の料理サロン」初開催。ターゲットを絞った事業に力を入れる。記録的豪雪を受け、「災害時支えあい台帳」の作成支部が増加。
平成27年	「生活困窮者自立支援法」	「第1期東御市社協発展強化計画」(～平成29年度) 「生活就労支援センターまいさば東御」(自立相談支援事業)開始
平成28年	ニッポン一億総活躍プラン「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」の設置(厚生労働省)	介護予防支援業務の一部を受託開始
平成29年	「社会福祉法改正」(地域共生社会の実現に向けた理念の明確化、地域福祉計画の充実、社会福祉法人の管理規定整備等)	長野県あんしん創造ねっと事業による入居保証・生活支援事業等の実施 県内第1号の「入居保証・生活支援事業」の申請を行う 「おらほの地域福祉づくり事業」の取り組みが、延べ100支部になる
平成30年	「生活困窮者自立支援法改正」(包括的な支援体制強化、子どもの学習支援強化、居住支援強化)	「第2期発展強化計画」(～平成32年度) 長野県社協「総合相談体制整備事業」で「子どもだれでも居場所『くるme』」、就労体験等協力事業所登録「仕事・生活サポーター」「あんしん未来創造フォーラム」を独自に開始
平成31年 令和元年	「第1期長野県地域福祉支援計画」	「第4期地域福祉活動計画」(～令和5年度) 台風第19号災害からの復旧・復興に向けたボランティア活動の支援
令和2年	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施 全社協による「全社協福祉ビジョン2020」「市町村社協経営指針」第2次改訂版	新型コロナウイルス感染症の影響により、長野県社協の生活福祉資金貸付の特例貸付開始と「まいさば」の相談が激増。それらを受け「フードサポートとうみの縁」を開始
令和3年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(包括的な支援体制の整備、社会福祉連携推進法人制度の創設等に関する改正)	身寄りのない人・単身者の当事者グループ「はーべすとのかい」の立ち上げのサポート 社協報「ほほえみ」100号発行
令和4年	「改正児童福祉法」	生活支援コーディネーター配置 くるmeぷらす(週1回の子どもの居場所づくり)を委託運営 諸事情により訪問介護事業を廃止
令和5年	新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行し緊急事態宣言による行動制限や、入院勧告などの対策が終了 「第2期長野県地域福祉支援計画」 「こども基本法」	「まいさば東御」の実践について、日本地域福祉学会「地域福祉優秀実践賞」を受賞 子ども・子育て世帯を対象に「子ども見守り支援事業」開始 「おらほの地域福祉づくり事業」の取り組みが、延べ200支部になる
令和6年	「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」 全社協による「社会福祉協議会基本要項2025」の改定作業	「子ども第三の居場所 ゆめぼけっと・とうみ」を委託運営 認知症対応型通所型サービスC「つながり」開所 「第5次東御市地域福祉計画」・「第5期東御市地域福祉活動計画」を一体的に策定、同時進行で「第1期東御市社協総合計画」策定 「おらほの地域福祉づくり事業」でのべ80件の「災害時支えあい台帳」作成を支援

(3) 経営状況

東御市社会福祉協議会財務分析計算シート（簡易版）								
	財務分析の計算結果(決算値)			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
財務指標	収益性		サービス活動増減差額率（％）	-18.4%	-13.5%	-8.8%	-17.9%	-18.6%
			経常増減差額率（％）	-17.6%	-0.5%	-7.4%	-16.0%	-10.8%
	安定性・持続性	短期安定性	流動比率（％）	211.0%	263.4%	302.5%	309.1%	229.8%
		長期持続性	固定長期適合率（％）	95.5%	93.1%	90.8%	90.0%	91.9%
		資金繰り	現預金回転期間（か月）	1.23	1.48	2.06	2.43	1.55
	合理性	費用	人件費比率（％）	92.4%	92.2%	86.7%	91.6%	93.5%
			事業費比率（％）	11.7%	10.8%	11.2%	13.1%	13.3%
			事務費比率（％）	6.2%	5.6%	5.7%	6.3%	6.0%
	経営自立性		自己収益比率（％）	47.9%	46.7%	41.5%	37.1%	34.3%

<収益性>

サービス活動増減差額率、経常増減差額率が、共にマイナス表示となっております。これは主とする事業に赤字が発生していることを示しており、継続する場合は将来の財務状況の悪化・経営の安定性を損なう可能性があることを示しています。

<安定性・持続性>

流動比率は200%を越しているため、短期的には安定した支払い能力があることを示し、固定長期適合率も100%以下でありますので、持続性についても、現時点では良好と捉えられます。また、資金繰りについても、概ね2ヶ月程度を維持しているため、年度当初の運転資金には余裕があることを示しています。

<合理性>

人件費率は例年90%を越しており、社会福祉事業の特性とは言え、安定的な経営のためには、一定の水準を指標とする必要があると思われます。また、事業費比率と事務費比率については、全体の構成に配慮し、事業経営上の資源配分に関する特性を理解、分析する必要があります。

<経営自立性>

社会福祉協議会という法人の特性上、行政とのパートナーシップ⁴を構築しているため、安定した受託金・補助金の扱いを調整していく必要があります。行政と協議し互いの合意を形成して、委託事業化を進めています。

また、貴重な自主財源である会費や共同募金の配分金が減少傾向にあり、住民への理解を促す新たな取り組みが必要ですが、会費と共同募金配分金の令和5年度の事業活動による総収入額に対する比率は、会費が8.1%、共同募金配分金は4.5%であり、事業経営上の資源配分に課題があります。

今後は、民間の助成金やファンドレイジング⁵等の自主財源の確保にも取り組みます。

⁴ パートナーシップ：パートナー（一緒に何かを達成するための理解者や協力者）としてのあり方。協力関係、信頼関係、誠実さ、助けあい、連携、相互理解、仲間意識など。

⁵ ファンドレイジング：民間非営利団体が活動のための資金を集める行為の総称

(4) SWOT 分析による現状と課題

計画策定にあたり、全職員から東御市社協の「できていること」「できていないこと」をあげてもらいました。それらを地域・社会情勢を踏まえて、SWOT 分析に落とし込みました。ここでは、主な項目を整理しました。

SWOT 分析：環境分析で調査・分析した結果を整理し、戦略を導き出すための手法（フレームワーク）の一つ。「S」この SWOT 分析は、「Strength（強み）」、「Weakness（弱み）」、「Opportunity（機会）」、「Threat（脅威）」の頭文字をとったもので、枠組みに従って整理する分析ツール。

○地域福祉部門

機 会	脅 威
・地域住民を対象とした「出前講座」のメニュー化及び開催 ・高齢者向けいきいきサロンや見守り活動の推進 ・東御市福祉課、子ども家庭支援課と日常的な連携がとれている ・災害時支え合い台帳の取り組みが広がってきた	・行政区単位と小学校区単位の福祉活動の連動が不足 ・地域支援が偏り、地域住民から困りごとを抱えた人をつなげる仕組みが弱い ・災害を意識することが少ない
強 み	弱 み
・子どもの居場所づくりの立ち上げや側面的支援（例：あがた子ども食堂・くる me） ・孤立させないための活動（例：男の料理教室・はーべすとの会） ・【ゆめぼけっと】不登校の子どもが通いやすい居場所を設置し、学校の登校として扱われるようになった	・ボランティアニーズへの対応体制が不足 ・外国人、障がい者、若者のニーズ対応が不十分 ・職員間の情報共有が不十分 ・【ゆめぼけっと】だれでも利用できる居場所としての機能を十分果たしていない

○相談支援部門

機 会	脅 威
・多機関と連携し、複合的な課題に対応 ・協力事業所のネットワーク化等、社会資源の開発に取り組み、地域づくりにつながっている	・複合化、困難化した相談が増加している ・【居宅介護支援】市内同業、他事業所との役割分担が明確でなく、独自性が示せていない
強 み	弱 み
・相談を断らず、受け止める体制ができている ・一定のソーシャルワーク⁶力が担保されている ・住民から選ばれる相談支援事業を目指して資質向上を検討している	・アウトリーチ⁷の体制が整っていない ・組織内の共有と連携による対応が不十分である ・事例を振り返る機会が不足しているため多様な視点を取り入れる仕組みが必要

○法人運営部門

機 会	脅 威
・一定のソーシャルアクションができている ・情報公開の適切な実施はできている	・活動方針の明確化と内外の周知が不十分 ・多様な財源の確保や活用ができていない
強 み	弱 み
・法人としての基盤の確立ができている ・働き方の多様性が担保されている	・組織の課題や未対応事項がある ・福祉専門職としての育成方針がない

⁶ ソーシャルワーク：対個人や家族、地域や社会へ、様々な活動や働きかけを行い、一人ひとりの生活の安定や再建と地域や社会全体の変化との両方を結びつける実践を行うこと。

⁷ アウトリーチ：必要な助けが届いていない人に、支援機関等の側からアプローチして支援を行なうこと。

○社会情勢や東御市の情勢

機 会	脅 威
・地域共生社会の実現に向けて、東御市と協力する体制が整ってきている ・伝統的に人々のつながりが保たれている ・移住者が、地域活動に積極的に取り組んでいる ・高齢期になっても元気で活動する人が増えている ・相談者が変化し地域の支え手になっている ・小学校区単位の地域づくりの活動の中で、福祉活動が注目されつつある ・多様な困りごとを抱えている人が地域にいることを理解する機会が増えている ・防災や災害への関心が高まっている	・人口減少、少子高齢化が進んでいる ・単身者、未婚者の増加で、家族や親族に頼ることができない人が増えている ・子どもや世帯構成員が障がいを抱える、不登校、貧困の連鎖、家庭の養育力が不十分である等、子どものいる世帯の困りごとが複雑化している ・若者が都会に流出している ・複合的、多様な困りごとを抱える人が増えており、市民がどこに相談をしたらよいか迷う事例が増えている ・複合化したケースについて、多職種連携のシステムとその司令塔の必要性が高まっている ・大規模な災害が各地で発生している ・様々な民間の事業者が福祉分野に参入している ・差別や偏見、権利の侵害等、絶えることはない

○考察

東御市社協は、伝統的に行政区を東御市社協の支部に位置付けて、行政区の福祉活動の充実に力を注いできました。「つながりの強さ」という地域の良さを活かしてきましたが、人口減少や単身者が増える中で、今までと同じように地域の活動を進めることが難しい状況です。東御市社協は、「支え、支えられる関係性」を様々な場面で、あらゆる分野の事業所・団体・行政と協働して構築していく必要があります。

具体的なニーズとして、子どもや子どものいる世帯の貧困・養育力が十分でない・不登校の課題・その他子どもが健全に育成するための家庭以外のサポート体制の不足があります。また、若者・引きこもり・身寄りのない人・単身者・高齢者・外国にルーツがある人・障がいや病気を抱える人等で孤立している人がいます。その人々の居場所や役割や就労が生み出されること、また権利が守られ、平等に行使できる地域になることが、東御市の未来に必要な事柄といえます。また、災害に強い地域づくりは、普段からの関係性が重要であることから、人々の関係性が途切れない取り組みも必要と言えます。

住民の福祉活動を応援することに加えて、近年では相談支援にも力を注いできました。相談支援でニーズに気づくこと、それを地域住民と共に地域づくりを行うことが、東御市社協の役割と考えます。さらに、それらを下支えできる組織体制や人材育成、財政基盤の強化に取り組むことで実現可能になります。

3. 理念・方針

東御市社協の現状の課題を踏まえ、今後 5 年間の地域福祉活動や相談支援が円滑に進むよう、目標を明確にするために、理念と方針を定めます。

(1) 理念(第 1 期総合計画・第 5 期地域福祉活動計画の共通理念)

一人ひとりの豊かな暮らしを未来へ!

～つながりを力に、悩み笑える『とうみづくり』に取り組めます～

- 東御市社協は、市民一人ひとりの豊かな暮らしが未来の世代にまで続く地域づくりに取り組めます。
- 市民や事業所・団体・グループ・地区・小学校区の皆さんが持っている力を大切にして、つながりから輪をつくり、悩みや喜びを分かち合い諸活動に取り組めます。

(2) 方針(5 つの方針を定めました)

1. 住民や関係団体・事業所等と協働し、変化する地域課題に取り組めます。

- ・時代やニーズに合った活動を迅速に行います。
- ・市民、関係団体、事業所につなげ、共に取り組む場づくりをします。

2. 持っている力や思いを引き出し、権利を行使できるよう、寄り添い応援します。

- ・個人や地域が持っている力と思いに気づき、その力と思いを引き出します。
- ・権利を守り、行使できるように、具体的な活動に取り組めます。

3. 職員は地域の最前線で、市民と共に考え、喜びをわかち合いながら地域づくりをします。

- ・地域の活動の場に入り、市民と共に考え、喜びも困難も共にし、地域づくりに取り組めます。

4. 柔軟性と高い意識を持って、法人運営を推進します。

- ・市民のニーズに対応する事業を行うために、法人運営の推進を様々な角度から強化します。
- ・柔軟な考え方と高い意識を持ち、いきいきと働くことができる職場の環境づくりをします。

5. 時代に合った情報発信を検討し、社協の見える化を目指します。

- ・社協を市民や関係団体、事業所に理解と応援をいただけるよう、あらゆる媒体を使った広報の強化に取り組めます。また、活動を共にすることで理解が深まるよう、様々な事業について協働を進めます。

4. 計画の体系及び体制図

大項目（取り組み内容）

中項目（実施項目）

小項目（達成方法）

I 【地域福祉部門】

★マーク：重点項目

	取り組み内容	実施項目	達成方法
I-(1)	住民主体による福祉活動の組織化・仕組みづくり	① 既存団体間（行政区・小学校区等の団体）の情報共有の円滑化★ ② 地域を元気にする諸活動の主体を担える人材育成 ③ 地域内の団体及び活動の実態把握	①-1 CSW（※コミュニティソーシャルワーカー）の役割の明確化と周知 ①-2 CSWの配置による団体間の情報連携の体系化 ②-1 福祉運営委員会の役割強化と活動の推進 ②-2 ボランティアセンターのコーディネート機能の強化 ③-1 地域で活動する団体・個人への地域活動に関する定期的な聞き取り・アンケートの実施と評価分析 ③-2 地域内の団体を把握するための「地域活動マップ」の作成
I-(2)	個別支援と地域づくりの一体的な展開	① 地域住民が把握している個別ニーズの拾い上げ及びその支援における住民との協力的体制の構築 ② 相談者が抱える困りごとの地域へのフィードバック	①-1 行政区や小学校区を単位とした相談会の開催 ①-2 外国人・障がい者・若者等の当事者と協働した事業展開 ②-1 地域内の事例を住民へ紹介する機会づくり ②-2 当事者・関係する地域住民・福祉関係者の参加によるケース会議の開催
I-(3)	高齢者が安心して暮らせる地域づくり	① 高齢者の生活環境の把握 ② 日常生活における支え合いの仕組みづくり★ ③ 介護予防事業の展開による高齢者が自立した生活を継続できる環境づくり	①-1 生活支援コーディネーターを中心とした高齢者福祉に関する現状把握 ①-2 各種事業から得られた高齢者の生活に関するデータのまとめ・研究 ②-1 高齢者日常生活サポート事業の実施とサポーターの養成 ③-1 利用者ニーズに合わせたミニデイ・筋トレ・認知症対応型通所の実施
I-(4)	子ども・子育て世帯を中心に据えた支援と地域づくり	① 地域の中で、地域の人たちに支えられる居場所づくり★ ② 不登校児童も利用しやすい居場所の整備 ③ 子育て世帯への個別支援と課題把握 ④ 誰もが参加できる居場所における交流・相談の一体的な実施	①-1 居場所に関わる地域住民・ボランティアの増加 ②-1 行政担当者を変えたケース検討会や情報共有会議の定期的な実施 ③-1 子ども見守り支援事業の実施による子育て世帯の支援と課題の把握 ④-1 誰もが参加できる居場所の継続と、交流・相談支援の一体的な実施
I-(5)	地域福祉計画・地域福祉活動計画	① 地域福祉活動計画の市民や関係団体に向けた周知・啓発 ② 計画の進捗状況を住民と確認しあい、定期的に東御市における地域福祉推進の方向性を確認しあう体制づくり	①-1 ダイジェスト版を用いた住民への取り組み説明の機会の設定 ①-2 福祉関係者との福祉計画及び福祉活動計画の共有 ②-1 計画の進捗について、懇談会等における住民参加による継続的な確認 ②-2 職員による継続的な進捗確認
I-(6)	機関・団体等、福祉に特定しない多様な主体との協働	① 福祉の枠組みにとられない多機関等との協働体制づくり ② 社協が企業等の社会貢献意欲の受け皿となれるような仕組みづくり	①-1 多様な機関・団体の実態把握、互いの事業への積極的な参画 ①-2 行政とのパートナーシップ構築 ②-1 社会貢献の内容・効果を明示（メニュー化）し、参画を募る ②-2 寄付等、社会貢献活動を実施している企業の積極的なPR協力
I-(7)	東御市共同募金会との連携	① 時代に合わせた募金運動の検討 ② 共同募金配分委員会の設置と運営 ③ 透明性のある募金運動が展開できる仕組みづくり	①-1 戸別募金の収納における地域との協働方法の見直し ①-2 目的型募金の導入等による募金を活用した事業の見える化 ②-1 配分委員会の設置・運営による公平かつ効果的な配分の実施 ③-1 不正のない安心して参加できる募金システムの検討
I-(8)	災害時の支え合い体制づくり	① 災害時の支部・行政との連携体制の強化 ② 災害VC（※ボランティアセンター）の設置・運営に関する活動の見直し ③ BCP（※事業継続計画）と連携した災害時の地域福祉事業展開の検討	①-1 災害時に社協が担える部分（支部への働きかけや行政との災害VC・福祉避難所に関する事項）の明確化・周知 ①-2 支部の災害時の支え合い体制の構築支援 ②-1 災害VCの設置・運営のマニュアル作成 ②-2 災害VCの運営に必要な備品の備え ③-1 災害時に対応した地域福祉事業ごとのマニュアル作成

Ⅱ【相談支援部門】

★マーク：重点項目

	取り組み内容	実施項目	達成方法
Ⅱ-(1)	生活困窮者自立支援事業を通じた包括的な相談支援体制の構築	① 多様な相談ニーズに対して、市民・多機関・行政と包括的な相談体制を構築する★ ② 相談につながっていない人をつなげ、自立した生活を応援する	①-1 生活保護者を含めた包括的な相談支援を実施する ①-2 就労支援を充実する ①-3 貸付事業の適正運営と連携強化 ②-1 支援会議の活用による困難ケースの対応 ②-2 就労準備支援事業の充実 ②-3 相談機能を広げ相談の機会をつくる
Ⅱ-(2)	相談支援業務のマネジメント	① 相談支援を行う体制の一定の統一を図り強化する	①-1 各相談支援業務のマニュアル化を推進する ①-2 相談業務の係内・組織内の共有化を進める ①-3 相談業務に関わる係と体制を検討する ①-4 相談業務の評価方法を検討・実施する
Ⅱ-(3)	権利擁護支援の体制の構築	② ソーシャルワーク力を育てる体制をつくる ① 権利擁護支援の体制の構築★	②-1 ソーシャルワーク力の向上 ①-1 「権利擁護支援」に必要な事業を総合的に検討する ①-2 日常生活自立支援事業と金銭管理・財産保全サービスの適正運営
Ⅱ-(4)	人と人とのつながりを大事にできるチームづくり (居宅介護支援)	② 身寄りの問題に対する社協の取り組みの具体化 ① 利用者の思い・価値に寄り添い、自立した問題解決に向け係内・社協内外の関係機関と協働し支援する ② 自身の振り返り、様々な事例、地域での様子に関心をもち常に研鑽する	②-1 身寄りのない人の課題について取り組みを進める ①-1 多職種での事例検討の場を持ち、ニーズに対しての助言を受け、質の向上に努める ①-2 多くの事業者と顔の見える関係づくりを継続する ②-1 担当外ケースに対して緊急時・災害時に対応できるよう情報の共有に努める ②-2 地域に出向く機会を持ち様々な視点を持つ

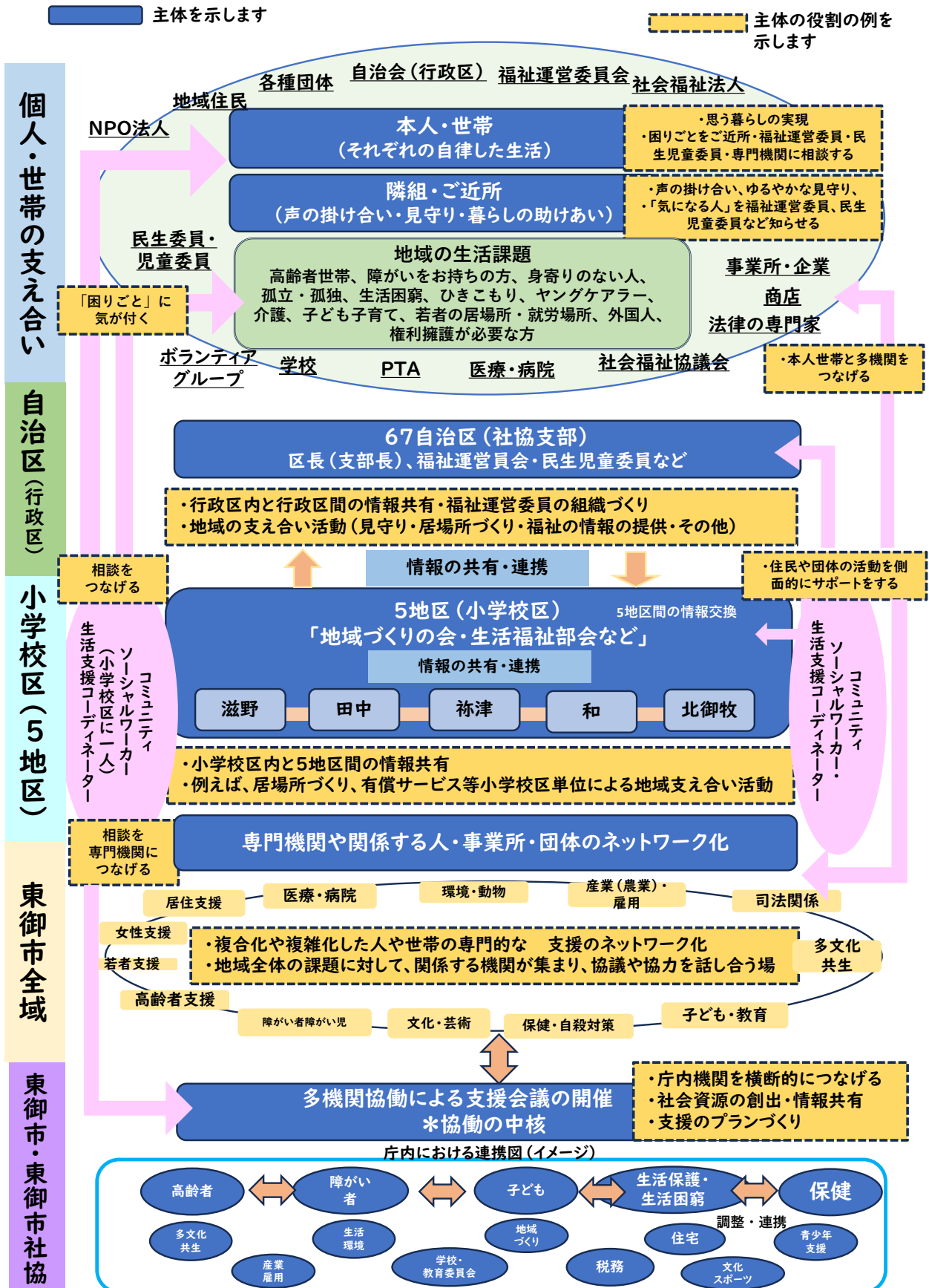
Ⅲ【法人運営部門】

★マーク：重点項目

	取り組み内容	実施項目	達成方法
Ⅲ-(1)	適切な法人運営をする	① 住民の視点を活かすため住民参画を進める ② 理念に基づき、社協職員として自覚を持てるようにする ③ 事務手続きの統一化を図る	①-1 市民が参画しやすい環境づくり ②-1 理念、基本方針を共通認識にするための機会をもつ ③-1 職員がわかりやすいマニュアルを作成する
Ⅲ-(2)	人材育成と組織内連携による働きやすい職場環境を整える	① 仕事への意欲と向上心をもてる安心した仕組みづくり★ ② 組織内の連携強化に取り組み、スムーズな情報共有を図る	①-1 スキルアップや職員の意識、仕事への意欲を高めるための各種研修を実施する (ビジネススマナー、スキルアップ、初任者、実習指導者) ①-2 メンタルサポートの体制を整備し、安心した職場環境をつくる (ストレスチェック等) ②-1 情報共有の重要性の理解を促進し、有意義な情報を活用できることで職場の能力向上につなげる(デスクネットの活用)
Ⅲ-(3)	経営状況の把握と地域福祉活動を行うための財源の確保を検討する	① 経営状況を把握し、事業の見直しを行う★ ② 会費を含めた多様な財源確保について検討する	①-1 経営状況について把握する機会を設け、勉強会を開催する ①-2 経営状況を見ながら、事業の見直しを行う
Ⅲ-(4)	広報、情報発信を強化し、社協事業の理解に努める	① 住民へ理解しやすいような、事業の見える化をする★ ② 社協の活動を発信するため、情報発信のツールを見直す	②-1 ファンドレイジング等、財源確保の方法を探索 ①-1 事業の目的や事業内容を分かりやすくまとめ、発信する ②-1 世代的な情報ツールの検討をする
Ⅲ-(5)	災害等の緊急事態における事業継続計画を整備する	① 緊急時に対する意識の向上、対応について対策する★ ② BCPの運用を明確化し、緊急事態における対応について職員の理解に努める	①-1 災害対応マニュアルの整備 ①-2 計画的な訓練の実施と計画へのフィードバック ②-1 事業・業務ごとのマニュアル整備

<第Ⅰ期総合計画> 東御市の包括的支援体制の整備構想

図の説明：第5次東御市地域福祉計画と第5期東御市地域福祉活動計画に掲げている「コミュニティソーシャルワーカーの配置」や「重層的支援体制整備事業」などを活用した「東御市の包括的支援体制」の構想図です。東御市・東御市社協・市民・事業所の役割をあらわしました。東御市社協は、東御市と協力して、相談を受け止め改善に向かう仕組みと、皆で協力して地域づくりができる体制を整えます。



権利擁護支援について

東御市社協は、東御市民の権利をまもり権利が行使できるよう、日常生活自立支援事業やまいさぼ東御の相談を通じて、支援をしてきました。今後は、その支援機能を充実させます。東御市の成年後見制度利用促進基本計画などにに基づき、成年後見制度にかかわる事業を行うこと、身寄りのない人（家族がいても家族のかかわりが望めない人を含む）のサポート機能、従来から取り組んできた日常生活自立支援事業などを、総合的に提供できる体制を整えます。

東御市社協が考える権利擁護支援

「ふつう(地域生活)」に、「自分らしく(自立生活)」、「みんなと暮らす(社会生活)」という当たり前の生活をまもること。誰もが自ら対応していること。

一方で...

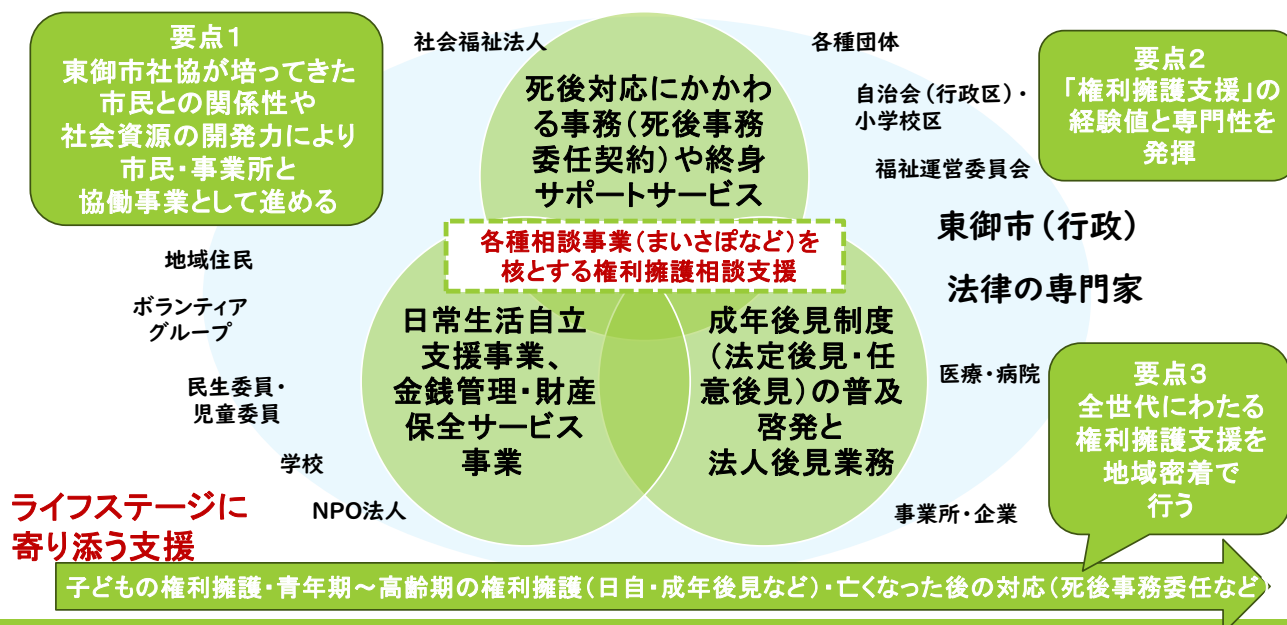


障害や疾病など、なんらかの事情により自分の力だけでは対応できない状況にある人に対しては社会的な支援によって、権利擁護を図ることが必要

「権利擁護に支援が必要な人」は、障害・疾病がある人だけではなく
「判断能力が不十分な人」に限られない。
自らの生活で、社会的な評価として大きな支障がありながら、
その対応ができない、対応する意欲がない
(パワーレス、またはディスパワメント状態)人達も対象

出典: 全国権利擁護支援ネットワーク(2015)「第1章権利擁護支援論 I 権利擁護支援の基本」『権利擁護支援と法人後見』ミネルヴァ書房、頁77に東御市社協による加筆

今後の東御市社会福祉協議会の権利擁護支援の方向性



5. 計画の取り組み内容

I 【地域福祉部門】

II 【相談支援部門】

III 【法人運営部門】



I 【地域福祉部門】

★：重点項目

大項目 (取り組み内容)	I-(1) 住民主体による地域福祉活動の組織化・仕組みづくり
中項目 (実施項目)	① 既存団体間（行政区・小学校区等の団体）の情報共有の円滑化★ ② 地域を元気にする諸活動の主体を担える人材育成 ③ 地域内の団体及び活動の実態把握

小項目 (達成方法)	①-1 CSW（※コミュニティソーシャルワーカー） ⁸ の役割の明確化と周知 ①-2 CSWの配置による団体間の情報連携の体系化 ②-1 福祉運営委員会の役割強化と活動の推進 ②-2 ボランティアセンターのコーディネート機能の強化 ③-1 地域で活動する団体・個人への地域活動に関する定期的な聞き取り・アンケートの実施と評価分析 ③-2 地域内の団体を把握するための「地域活動マップ」の作成
---------------	---

主たる担当部署	地域福祉係
---------	-------

【現状と課題】

- ・各支部福祉運営委員会や地域づくりの会等とは密に連携が取れている。
- ・福祉に関する情報共有や行事の開催支援が行われている。
- ・活動の主体を担える個人や新たな団体との関係性づくりは一部ある。
- ・新たな関係性づくりは実態把握から始める必要がある。
- ・地域内の団体や活動の担い手同士の横のつながりが少ない。
- ・団体が抱える課題の解決や活動の発展につなげる要素が限定的である。
- ・活動の主体者が自身の活動に自信が持てずに悩みを抱えている現状がある。

【5年後のあるべき姿】

地域で活動する個人や団体等が密に情報交換を行える場を整備し、抱える課題等について主体的に解決することができ、活動の発展性が望める地域づくりに取り組んでいる

【今後の方向性】

- ・東御市と協議し重層的支援体制整備事業⁹を検討し、福祉運営委員会や地域づくりの会等の関係団体や行政区・民生児童委員と社協や行政等が密に連携し、新たな関係を築く必要がある。
- ・サービスの担い手・受け手という垣根を超えた組織化を進めることで、各団体の主体性を保ちつつ、継続的な活動による課題解決が期待される。

⁸ コミュニティソーシャルワーカー：地域に出向いて様々な困りごとをキャッチし、その解決に向けて取り組み、住民やボランティア、福祉関係者等と協力しながら誰もが安心して暮らせる、つながりのある地域づくりを進める。既存の制度で対応できない問題に対しては、行政をはじめ多方面に働きかけて新たな仕組みを創出する。

⁹ 重層的支援体制整備事業：市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①－1 CSW の役割の 明確化と周知		CSW の役割についての調査・研究	CSW の役割明確化	CSW の配置・役割に関する周知		関係者間において CSW の役割が明確に理解されており、連絡体制が取れている
①－2 CSW の配置による団体間の情報連携の体系化	行政との CSW の役割についての協議、連携	CSW による情報収集・連携体制の構築				全 5 地区の地域づくりの会と協働ができ、行政区の活動との連携役も務める
②－1 福祉運営委員会の役割強化と活動の推進		委員会への依頼事項の明確化	市会長・地区会長制の導入と、委員会間の連携体制の強化・検討			地域で拾いあげられた課題等について、市全体で共有できる体制がある
②－2 ボランティアセンターのコーディネート機能の強化	ボランティアの受付・調整体制の強化	SNS の活用を含めた周知・啓発体制の強化	ボランティアニーズの調査			ボランティアセンターが地域のニーズに即した役割を果たしている
③－1 地域活動に関する定期的な聞き取り・アンケートの実施と評価分析		小規模アンケートの継続実施	福祉の専門機関としてのアンケート結果の分析と地域へのフィードバック ¹⁰			福祉の専門機関として継続的に地域課題を把握・研究できる体制がある
③－2 地域内の団体を把握するための「地域活動マップ」の作成		地域の団体や社会資源を集約したマップ（資料）の作成				関係者が地域内の資源を一目で把握でき、つながりが持てる環境がある

財源	赤い羽根共同募金配分金、社協会費、市との協議による補助・委託費等
----	----------------------------------

¹⁰ フィードバック：評価をもとに実施される振り返り。フィードバックは、前向きに取り組む気持ちの向上、人材の育成、目標の達成や具体的成果をあげる目的で行われる。

大項目 (取り組み内容)	I-(2) 個別支援と地域づくりの一体的な展開
中項目 (実施項目)	① 地域住民が把握している個別ニーズの拾い上げ及びその支援における住民との協力体制の構築 ② 相談者が抱える困りごとの地域へのフィードバック

小項目 (達成方法)	①-1 行政区や小学校区を単位とした相談会の開催 ①-2 外国人・障がい者・若者等の当事者と協働した事業展開 ②-1 地域内の事例を住民へ紹介する機会づくり ②-2 当事者・関係する地域住民・福祉関係者の参加によるケース会議の開催
---------------	--

主たる担当部署	地域福祉係、相談支援係
---------	-------------

【現状と課題】

- ・まいさぼを中心とした断らない相談体制や、なんでも相談会等の多職種・多団体を巻き込んだ相談体制が構築できている。
- ・相談の受け皿を地域内へ広げていくことが必要。
- ・受け皿を担える地域づくりも進めていく必要がある。
- ・ニーズを地域から吸い上げる仕組みには課題があり、アウトリーチ機能を強化する必要がある。
- ・相談の経過や困りごとを地域住民へフィードバックする体制づくりも進めていく必要がある。

【5年後のあるべき姿】

地域住民により課題が発見・共有され、専門職との協働によって課題が解決できる仕組みづくりが進んでいる

【今後の方向性】

- ・現在の断らない相談支援体制の継続。
- ・専門職を中心とした相談体制から地域住民が参画した相談体制に移行する必要がある。
- ・地域に相談の場を設けることで、参加した住民がその後も地域の課題・ニーズに関心を持つことが期待できる。
- ・地域住民に見えやすく、分かりやすい相談の実施を行う。
- ・継続的な地域ニーズの把握や地域づくりを実施する。
- ・個別支援体制の強化を図る。
- ・包括的な相談支援体制¹¹の構築を目指す。

¹¹ 包括的な相談支援体制：国は、複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員等を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築することを推進している。

【年度スケジュール】

実施項目	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	5 年後の姿
①—1 行政区や小学校区を単位とした相談会の開催	小地域における相談支援体制の検討 小地域における相談の実施 相談事業の出前講座メニュー化					小地域を単位とした身近で気軽な相談体制・アウトリーチ体制がある
①—2 外国人・障がい者・若者等の当事者と協働した事業展開	協働可能な分野の聞き取り・検討 協働事業の展開					当事者が主体的に自らの課題を認識し、解決に向けて協働できる体制がある
②—1 地域内の事例を住民へ紹介する機会づくり	地域住民の目に触れる機会における、定期的に地域課題・ニーズの共有					住民が自らの暮らす地域での福祉的な出来事を自分ごととしてとらえることができる
②—2 当事者・関係する地域住民・福祉関係者の参加によるケース会議の開催	当事者・住民等が参加する支え合い会議の体系化・検討 地域住民に向けての事例紹介、役割説明、呼びかけ等					個別課題を地域課題として捉え、孤立・孤独のための支え合いができる地域がある

財源	赤い羽根共同募金配分金、社協会費、生活困窮者自立支援事業委託費
----	---------------------------------

大項目 (取り組み内容)	I-(3) 高齢者が安心して暮らせる地域づくり
中項目 (実施項目)	① 高齢者の生活環境の把握 ② 日常生活における支え合いの仕組みづくり★ ③ 介護予防事業の展開による高齢者が自立した生活を継続できる環境づくり

小項目 (達成方法)	①-1 生活支援コーディネーター ¹² を中心とした高齢者福祉に関する現状把握 ①-2 各種事業から得られた高齢者の生活に関するデータのまとめ・研究 ②-1 高齢者日常生活サポート事業の実施とサポーターの養成 ③-1 利用者ニーズに合わせたミニデイ・筋トレ・認知症対応型通所の実施
---------------	--

主たる担当部署	地域福祉係
---------	-------

【現状と課題】

- ・公的な介護保険サービスや介護予防サービス事業。
- ・区を単位とした地域における交流の場づくりや見守り。
- ・福祉運営委員会や民生児童委員を中心とした組織的な取り組み。
- ・高齢者の生活課題を地域内で解決する仕組みの組織化・体系化が進んでいない。
- ・住民の支え合いに関して地域格差が生じている。
- ・その結果、高齢者の孤立が増加している。

【5年後のあるべき姿】

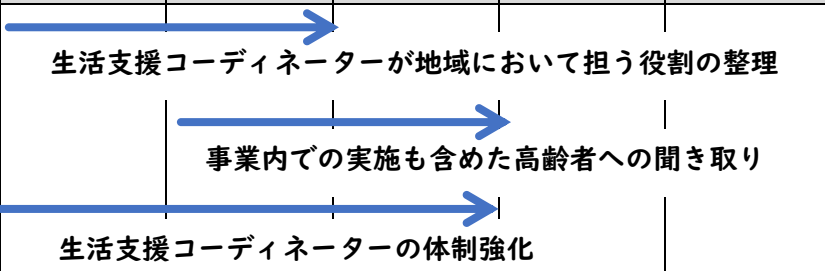
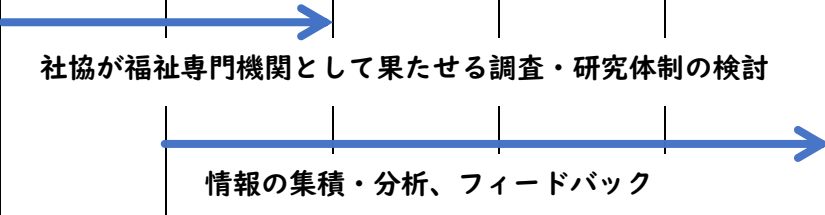
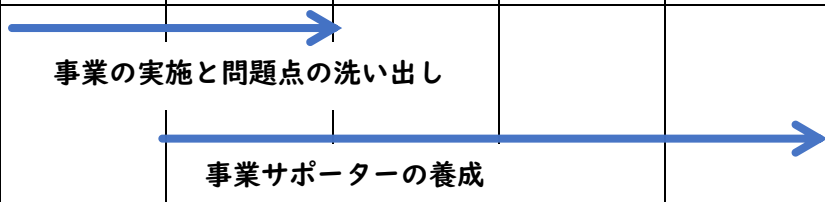
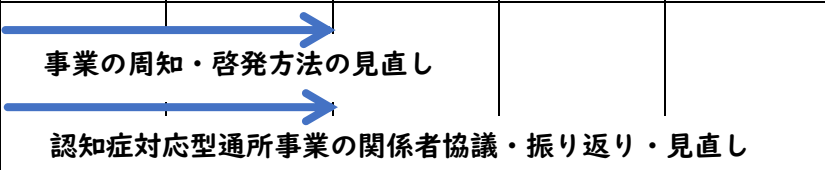
高齢者が抱える課題を、住民・関係機関等が共有し、各種取り組みを実施することで安心した生活が継続できる環境が整備されている

【今後の方向性】

- ・高齢者が自らの生活課題について、様々なサービス利用や関係機関との連携により課題を主体的に考え、解決できる環境づくりが必要。
- ・東御市社協では、多様な介護予防サービスによる身体的機能の維持・向上を図る。
- ・地域内においては高齢者日常生活サポート事業の実施から、地域内の支え合いによる高齢者の生活課題の解消を進める。
- ・これらの取り組みを生活支援コーディネーターが主体となり一体的に実施する。
- ・今後、東御市と協議し重層的支援体制整備事業と生活支援コーディネーターの関係性を検討する。

¹² 生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業）：平成27年4月の介護保険改正により、地域支援事業に位置づけられた新しい事業。高齢者に提供する生活支援や介護予防サービスの基盤を整備するために、地域の中でさまざまな機関との調整を行う人をいう。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①—1 生活支援コーディネーターを中心とした高齢者福祉に関する現状把握						生活支援コーディネーターが高齢者の現状把握を行い、関係者と共有できる体制がある
①—2 各種事業から得られた高齢者の生活に関するデータのまとめ・研究						福祉専門機関として集約される地域課題において、調査分析できる体制がある
②—1 高齢者日常生活サポート事業の実施とサポーターの養成						既存のサービスに頼らない住民同士の支え合いの仕組みが円滑に運用されている
③—1 利用者ニーズに合わせたミニデイ・筋トレ・認知症対応型通所の実施						高齢者が自らの身体状況に応じて外出機会を選択し、健康状態を維持できる

財源	赤い羽根共同募金配分金、社協会費、市からの委託費
----	--------------------------

大項目 (取り組み内容)	I-(4) 子ども・子育て世帯を中心に据えた支援と地域づくり
中項目 (実施項目)	① 地域の中で、地域の人たちに支えられる居場所づくり★ ② 不登校児童も利用しやすい居場所の整備 ③ 子育て世帯への個別支援と課題把握 ④ 誰もが参加できる居場所における交流・相談の一体的な実施

小項目 (達成方法)	①ーⅠ 居場所に関わる地域住民・ボランティアの増加 ②ーⅠ 行政担当者を交えたケース検討会や情報共有会議の定期的な実施 ③ーⅠ 子ども見守り支援事業の実施による子育て世帯の支援と課題の把握 ④ーⅠ 誰もが参加できる居場所の継続と、交流・相談支援の一体的な実施
---------------	--

主たる担当部署	地域福祉係、相談支援係
---------	-------------

【現状と課題】

- ・「ゆめぼけっと・とうみ」では、様々な人との関わりや体験活動を通じて、子どもたちの心身の健全育成に取り組んでいる。
- ・放課後等デイサービスと併用する子どもが増加しており、求められる専門性が高まっている。
- ・子ども見守り支援事業では、支援員による個別訪問を中心とした相談・支援が行われており、その調整を社協コーディネーターが行っている。
- ・利用対象者の中には複雑な課題・悩みを抱えているケースがあり、支援員へのサポート体制が重要である。
- ・「子どもだれでも居場所くる me」を切れ目なく継続的に実施しており、地域の交流・相談の場として定着している。
- ・参加者の固定化や関係者の負担増等の課題がある。

【5年後のあるべき姿】

子ども・子育て世帯の課題・悩みに合わせた居場所・支援活動を実施し、安心して子育てできる地域となっている

【今後の方向性】

- ・一人ひとりの家庭状況やニーズを的確に把握する。
- ・子どもサポートセンターや学校、支援員等、関係機関と協働する。
- ・居場所や事業の利用を通じて子どもの健全な成長に尽力する。
- ・子育て世帯の不安解消に尽力する。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①—I 居場所に関わる 地域住民・ボラ ンティアの増加	 居場所に関わるスタッフ （見守り支援員・ボランティア）を増やす					様々な人たちとの 関わりを通じ て、地域で子ど もを育てる意識 が醸成されてい る
	 居場所の一般開放等、地域への展開の検討					
②—I 行政担当者を交 えたケース検討 会や情報共有会 議の定期的な実 施	 担当部署への定期的なケース検討会の実施					きめ細やかな対 応により、子ど もの健全な育成 や家族の困り感 に寄り添うこと ができている
		 共有した情報の整理と共有、実践体制の構築				
③—I 子ども見守り支 援事業の実施に よる子育て世帯 の支援と課題の 把握	 担当部署への定期的なケース検討会の実施					把握した子育て 世帯の課題につ いて、担当部署 と密に連携し、 解決できる仕組 みがある
		 課題の背景と解決に向けた ケースマネジメントの実践				
④—I 誰もが参加でき る居場所の継続 と、交流・相談 支援の一体的な 実施	 地域の事業所との連携調整					誰もが自由に参 加でき、交流や 相談ができる地 域に開かれた居 場所がある
	 居場所の周知活動					
	 ボランティア募集、地域交流の場の提供					

財源	赤い羽根共同募金配分金、社協会費、市との協議による補助・委託費等
----	----------------------------------

大項目 (取り組み内容)	I-(5) 地域福祉計画・地域福祉活動計画
中項目 (実施項目)	① 地域福祉活動計画の市民や関係団体に向けた周知・啓発 ② 計画の進捗状況を住民と確認しあい、定期的に東御市における地域福祉推進の方向性を確認し合う体制づくり

小項目 (達成方法)	①-1 ダイジェスト版を用いた住民への取り組み説明の機会の設定 ①-2 福祉関係者との福祉計画及び福祉活動計画の共有 ②-1 計画の進捗について、懇談会等における住民参加による継続的な確認 ②-2 職員による継続的な進捗確認
---------------	---

主たる担当部署	総務係、地域福祉係
---------	-----------

【現状と課題】

- ・地域福祉活動計画の策定にあたり、職員による地域課題の分析及び取り組みの振り返り・評価が実施されている。
- ・策定後の住民への説明や住民参画による評価は不十分である。
- ・計画の存在及び意義が十分に周知されていない。
- ・実行計画である活動計画には住民の参画が欠かせない。
- ・今後の在り方について検討が必要である。

【5年後のあるべき姿】

計画について、住民が自分たちの身近な福祉のための計画という認識が持て、積極的に取り組み・評価に参画できる体制づくりが進んでいる

【今後の方向性】

- ・地域福祉活動計画は、市地域福祉計画と一体的に策定されている。
- ・その策定の中で行政、社協、住民・団体の役割を明確にしている。
- ・令和7年度から実施予定である。
- ・実効的な計画とするために、地域住民へ内容を十分に周知する必要がある。
- ・住民と協働していく体制づくりが求められる。

【年度スケジュール】

実施項目	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	5 年後の姿
①—1 ダイジェスト版 を用いた住民へ の取り組み説明 の機会の設定	計画に関する周知啓発 (懇談会・各事業等)			次期計画の策定に 関する周知		住民が活動計画 へ関心を寄せ、 その実施につい て参画している
①—2 福祉関係者との 福祉計画及び福 祉活動計画の共 有	策定に関する関係者への周知					福祉関係者が両 計画の内容を把 握している
	計画の進捗に関する情報提供・共有					
②—1 計画の進捗につ いて、懇談会等 における住民参 加による継続的 な確認	一体的に策定した地域福祉計画と、進捗管理についても 住民参画のもと一体的に実施					地域福祉計画と の一体的な進捗 管理が実施され ている
②—2 職員による継続 的な進捗確認	総合計画の進捗管理と併せて、職員内においても 進捗の管理、共有を実施する					職員による継続 的な進捗管理が 実施されている

財源	赤い羽根共同募金配分金、社協会費、市との協議による補助・委託費等
----	----------------------------------

大項目 (取り組み内容)	I-(6) 機関・団体等、福祉に特定しない多様な主体との協働
中項目 (実施項目)	① 福祉の枠組みにとらわれない多機関等との協働体制づくり ② 社協が企業等の社会貢献意欲の受け皿となれるような仕組みづくり

小項目 (達成方法)	①-1 多様な機関・団体の実態把握、互いの事業への積極的な参画 ①-2 行政とのパートナーシップ構築 ②-1 社会貢献の内容・効果を例示（メニュー化）し、参画を募る ②-2 寄付等、社会貢献活動を実施している企業の積極的な PR 協力
---------------	--

主たる担当部署	地域福祉係、相談支援係
---------	-------------

【現状と課題】

- ・就労支援等における多機関協働の実践が行われている。
- ・教育機関との福祉教育分野における連携が密に取れている。
- ・特定の事業における他事業所との連携が密に取れていることにより、新たな社会資源の開発・発掘につながっている。
- ・地域福祉推進の全般について、多機関が課題を共有、連携が取れる体制にはなっていない。
- ・社協・福祉専門職が中核を担うプラットフォーム¹³に参加している状況である。

【5年後のあるべき姿】

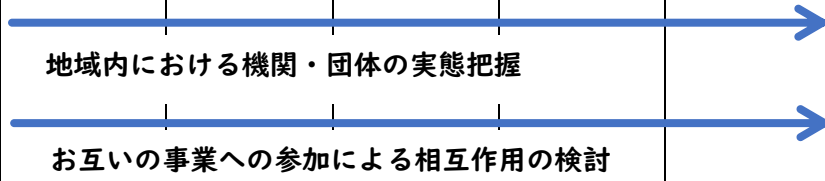
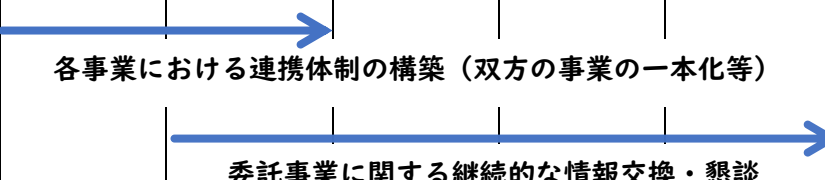
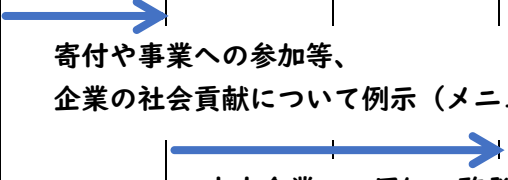
多業種・多機関にわたる多様な課題共有・解決プラットフォーム構築による分野を特定しない支援体制づくりが進んでいる

【今後の方向性】

- ・福祉の枠組みを超えた多機関との協働体制を構築する。
- ・福祉専門職だけに偏らない地域課題の共有体制を推進する。
- ・互いの事業への参加協力等、顔の見える関係づくりに注力する。
- ・機関や団体同士でもお互い様の関係性を構築する。
- ・外部機関に対して社協の役割や担えるポイントを明示する。
- ・企業・団体等が社協へ声をかけやすい環境づくりを進める。

¹³ プラットフォーム：ある共通の目的の遂行を最優先にして柔軟につながる協働の場。プラットフォームでは、共通の目的を達成するための集まりで、それぞれの組織や人が主体的に参加し、その専門性や得意分野を活かし合って、実質的な役割を担う。

【年度スケジュール】

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①—1 多様な機関・団体の実態把握、互いの事業への積極的な参画						お互いにメリットのある連携体制の構築により、信頼関係が築けている
①—2 行政とのパートナーシップ構築						日常的な情報連携体制があり、各事業の実施においても協力体制がある
②—1 社会貢献の内容・効果を例示（メニュー化）し、参画を募る						メニュー化により企業の社会貢献活動のハードルが下げられている
②—2 寄付等、社会貢献活動を実施している企業の積極的なPR協力						社会貢献を行う企業をPRすることで、継続的な活動の意欲につながっている

財源	赤い羽根共同募金配分金、社協会費
----	------------------

大項目 (取り組み内容)	I-(7) 東御市共同募金委員会との連携
中項目 (実施項目)	① 時代に合わせた募金運動の検討 ② 共同募金配分委員会の設置と運営 ③ 透明性のある募金運動が展開できる仕組みづくり

小項目 (達成方法)	①-1 戸別募金の収納における地域との協働方法の見直し ①-2 目的型募金の導入等による募金を活用した事業の見える化 ②-1 配分委員会の設置・運営による公平かつ効果的な配分の実施 ③-1 不正のない安心して参加できる募金システムの検討
---------------	---

主たる担当部署	地域福祉係
---------	-------

【現状と課題】

- ・募金ボランティアを巻き込んだ募金運動が展開されている。
- ・職員も地域に出向いた啓発に力を入れている。
- ・戸別募金が約7割を占めており、区役員等による全面的な協力のもと実施されている。
- ・住民の負担や公平性・透明性等の課題が挙げられている。
- ・募金方法の再検討が求められている。
- ・共同募金委員会の組織的な役割・取り決めが不十分である。
- ・市内において募金を適切かつ有効的に配分するための仕組みづくりが求められている。

【5年後のあるべき姿】

住民の善意である募金について、この先もご理解・ご協力いただけるよう、時代に合わせた募金方法への変更及び募金全体の透明性を高めていく

【今後の方向性】

- ・共同募金が地域のための募金であることを周知する。
- ・住民参加による新たな募金方法の検討を行う。
- ・共同募金委員会の市内における役割を明確化する。
- ・市民参加の上で共同募金を実施する組織をつくる。
- ・配分委員会の早急な設置が求められる。
- ・配分委員会の役割を周知する。
- ・共同募金の配分金が地域内で認知され、必要とされるものにする。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①—1 戸別募金の収納 における地域と の協働方法の見 直し	→ 他市町村の戸別募金に関する情報収集	→ 市内におけるあり方の検討	→ 取り組み方法の試験的な導入・実施			地域住民が納得 し、募金へ協力 できる仕組みが ある
①—2 目的型募金の導 入等による募金 を活用した事業 の見える化	→ 目的型募金の導入検討		→ 目的型募金の導入			使い道が明確化 され、地域の課 題解決にもつな がる募金の仕組 みがある
②—1 配分委員会の設 置・運営による 公平かつ効果的 な配分の実施	→ 配分委員会の設置準備		→ 配分委員会の設置・運営			配分委員会によ って地域におい て効果的な配分 が実施されてい る
③—1 不正のない安心 して参加できる 募金システムの 検討	→ 職場内における不正防止体制の強化		→ 地域内募金における不正防止体制の強化			募金について終 始一貫して不正 を防げる体制が 構築されている

財源	東御市共同募金委員会において検討
----	------------------

大項目 (取り組み内容)	I-(8) 災害時の支え合い体制づくり
中項目 (実施項目)	① 災害時の支部・行政との連携体制の強化 ② 災害 VC (※ボランティアセンター) の設置・運営に関する活動の見直し ③ BCP (※事業継続計画) と連携した災害時の地域福祉事業展開の検討

小項目 (達成方法)	①-1 災害時に社協が担える部分(支部への働きかけや行政との災害 VC・福祉避難所に関する事項)の明確化・周知 ①-2 支部の災害時の支え合い体制の構築支援 ②-1 災害 VC の設置・運営のマニュアル作成 ②-2 災害 VC の運営に必要な備品等の備え ③-1 災害時に対応した地域福祉事業ごとのマニュアル作成
---------------	--

主たる担当部署	総務係、地域福祉係
---------	-----------

【現状と課題】

- ・災害時の対応について、住民が主体的に支え合うための体制づくりを支援してきた。
- ・これらの活動は災害時だけでなく、日常的な支え合い体制づくりにも役立てられている。
- ・災害ボランティア講座を定期的に開催し、住民の関心を高める事業を行っている。
- ・災害時に東御市社協としてどの程度支部と連携できるかの検討が必要。
- ・市との協働についてもボランティアセンターの運営や総合福祉センターにおける福祉避難所の開設等においてその流れが具体的に定まっていない部分が多い。
- ・職場として定期的な訓練が行えていない。

【5年後のあるべき姿】

災害時、社協が担える業務が明確化され、地域住民やボランティアとの協働が円滑に実施される体制づくりが進んでいる

【今後の方向性】

- ・災害時に頼られる社協を目指す。
- ・特に災害ボランティアセンターの設置・運営面では日頃の備えから整えていく。
- ・災害後の復興期等において、住民が孤立しない・孤独にならないコミュニティづくりを住民と共に考えられる事業運営を検討する。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①—1 災害時に社協が担える部分（支部への働きかけや行政との災害VC・福祉避難所に関する事項）の明確化・周知		災害時の支部との関わり方の検討  行政との災害VCの設置運営、福祉避難所の設営協力等についての協議 	社協の役割の周知・啓発			災害時の地域・社協・行政等の役割が整理され、明確になっている
①—2 支部の災害時の支え合い体制の構築支援		災害時支え合い台帳・マップ作成の手引きの更新  個別避難計画との連携を含めた体制の整理				区が主体的に台帳等を継続的に更新できる体制が整っている
②—1 災害VCの設置・運営のマニュアル作成		災害VCの対応マニュアルの作成 	マニュアルの定期的な見直し			災害VCの設置・運営がマニュアル化され、職員間で共有されている
②—2 災害VCの運営に必要な備品等の備え		災害時の必要物品の整理・まとめ 	災害用物品管理シートの作成・継続的な管理			災害時に必要な備品が一覧表にされており、通常業務の備品と明確に区別されている
③—1 災害時に対応した地域福祉事業ごとのマニュアル作成		地域福祉事業ごとのマニュアルの作成（災害時対応含む） 	マニュアルの定期的な見直し			事業ごとにマニュアルがつくられており、災害時に関する記述も含まれている

財源	赤い羽根共同募金配分金、社協会費
----	------------------

Ⅱ【相談支援部門】

★：重点項目

大項目 (取り組み内容)	Ⅱ-(1) 生活困窮者自立支援事業を通じた包括的な相談支援体制の構築
中項目 (実施項目)	① 多様な相談ニーズに対して、市民・多機関・行政と包括的な相談体制を構築する★ ② 相談につながっていない人をつなげ、自立した生活を応援する

小項目 (達成方法)	①-1 生活保護者を含めた包括的な相談支援を実施する ①-2 就労支援を充実する ①-3 貸付事業の適正運営と連携強化 ②-1 支援会議 ¹⁴ の活用による困難ケースの対応 ②-2 就労準備支援事業の充実 ②-3 相談機能を広報し相談の機会をつくる
---------------	--

主たる担当部署	相談支援係・総務係・地域福祉係
---------	-----------------

【現状と課題】

- ・経済的困窮者や社会とつながりが薄い方等、生活保護者を含めて、複数の課題や難しい課題を抱える相談者が増えており、解決や改善には様々な機関や市民の協力を必要とする。
- ・多様な困りごとに対して、多機関や市民と連携し、解決する体制を整えてきた。身寄りのない人、子どもやその世帯の居場所、多頭飼育、片付け等の新たな課題に気が付き、協働やネットワークによる解決を図ることができている。今後も、ニーズから地域づくりへ取り組みを続ける。
- ・社協の相談機能が十分周知されておらず、社協に相談をすればよいことが理解されていない状況もある。相談につながっていない人をつなげていく仕組みや取り組みが不十分である。また、社協内部で相談支援のニーズの共有化や協力体制は工夫の余地がある。

【5年後のあるべき姿】

市民・多機関・行政と連携し、多様な相談ニーズを地域ぐるみで解決する体制を構築する

【今後の方向性】

- ・包括的な相談支援体制の構築に向けて支援会議を活用し、社協内部・市民・事業所等の多機関・行政と実質的な連携を進める。
- ・就労準備支援事業や協力事業所の就労体験、無料職業紹介機能、市内全域の農福連携との連動による就労支援、市民との協働等により、自立相談支援事業の強化を行う。

¹⁴ 支援会議：任意で開催し、守秘義務のもと、関係機関・関係する団体の当該支援に従事する者、その他の関係者により構成される会議。ご本人の同意なしでも、緊急性が高い場合は実施ができる。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①－1 生活保護者を含めた包括的な相談支援を実施する	市の生活保護担当部署とケースの共有をする					多機関協働の相談体制が円滑に進んでいる
	多機関協働による相談体制を整える					
	どのような相談でも断らず、受け止めて、多機関と協働して地域づくりに取り組む					
	家計改善支援事業・居住相談に力を入れる					
①－2 就労支援を充実する	無料職業紹介の活用の検討と実施					就労支援の取り組みが充実し、就労自立、生活自立が進む
	協力事業所や社協内の就労体験を増やす					
	市の農福連携事業との協働					
①－3 貸付事業の適正運営と連携強化	支援の必要なツールの一つとして、相談者の実態を把握し、各機関と連携をとりながら支援を進める					適切な事業利用ができ、利用対象者との契約が迅速に対応できる
②－1 支援会議の活用による困難ケースの対応	支援会議の定着					支援会議が市・関係機関の間で定着し、相談が円滑に進んでいる
	支援会議から多機関連携につなげる					
②－2 就労準備支援事業の充実	対象者の掘起し、個別ニーズの把握					就労準備支援事業をきっかけとして就労・活動者がより増え、地域の中で事業が定着している
	集団と個の両方へのアプローチ 修了者が担い手になる					
	対象者に合わせたプログラムの開発と試行					
	実施・評価・再考					
	福祉×〇〇の検討、協働する仕組みをつくる					
	実施・評価・再考					
	協力事業所との連携を強化する					
	就労体験先の構築・定着を図る					
②－3 相談機能を広報し相談の機会をつくる	広報の工夫を検討					「まいさぼ」の相談支援の機能や相談を受ける取り組みが周知され、様々なルートで相談がつながる
	LINEの「まいさぼ相談」を開設					
	新たな広報活動を実施					
	LINE相談を活用し、相談と登録者に向けた情報を発信する					

財源	生活困窮者自立支援事業委託費（自立相談支援・家計改善支援・就労準備支援）
----	--------------------------------------

大項目 (取り組み内容)	Ⅱ-(2) 相談支援業務のマネジメント
中項目 (実施項目)	① 相談支援を行う体制の一定の統一を図り強化する ② ソーシャルワーク力を育てる体制をつくる

小項目 (達成方法)	①-1 各相談支援業務のマニュアル化を推進する ①-2 相談業務の係内・組織内の共有化を進める ①-3 相談業務に関わる係と体制を検討する ①-4 相談業務の評価方法を検討・実施する ②-1 ソーシャルワーク力の向上
---------------	--

主たる担当部署	相談支援係・総務係・居宅介護支援係
---------	-------------------

【現状と課題】

- ・社協に対する相談業務の期待は年々高まっている。生活困窮者自立支援事業、貸付相談、権利擁護相談支援、居宅介護支援は、個別支援の核として一人ひとりの暮らしの困りごとを具体的に改善・解決する役割を担っている。またそのニーズからネットワークや地域づくりに発展させることが期待されている。
- ・一定のソーシャルワーク力（相談・地域づくりの援助技術）は向上しているものの、相談内容の共有の方法、対応方法、資質向上への考え方等の統一がなく、情報の共有化と在り方の再確認が必要である。
- ・相談者にとって、十分な対応ができる人員体制やチーム体制が図られているか検討の余地がある。

【5年後のあるべき姿】

相談支援業務の方針に沿ったマネジメントを実践する

【今後の方向性】

- ・組織として相談業務の方針や在り方を定め、各相談業務（生活困窮者自立支援事業、貸付相談、権利擁護相談支援、居宅介護支援）は、伴ったマネジメントを行う。
- ・相談業務に必要なソーシャルワーク力を育てる体制をつくる。
- ・業務の見直しを行いながら、相談業務の量に見合った適切な人員体制を整える。

【年度スケジュール】

実施項目	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	5 年後の姿
①－1 各相談支援業務 のマニュアル化 を推進する	マニュアル の作成	マニュアルを活用し、改善して運用する				社協全体で相談 支援の進め方を 共通認識する
①－2 相談業務の係 内・組織内の共 有化を進める	共有方法 の検討	検討された共有方法を実施する				社協全体で相談 支援の事業やケ ースの課題の共 有ができてい る
	社協全体の会議で業務の共有を行う					
①－3 相談業務に関わ る係と体制を検 討する	現状の分析	分析結果から、体制の整備を行う				社協の相談支援 部門が継続でき る体制に整う
①－4 相談業務の評価 方法を検討・実 施する			評価方法の 検討	評価を実施する		相談支援の評価 基準が共有さ れ、質の担保が できている
②－1 ソーシャルワー ク力の向上	スーパー ビジョン ¹⁵ の在り方 の検討	検討された方法を実施する				ソーシャルワー ク力が高まり、 組織全体の相談 支援力が向上し ている

財源	生活困窮者自立支援事業委託料、法人運営事業
----	-----------------------

¹⁵ スーパービジョン：支援の専門家の育成・教育方法の一つ。職員の育成・教育は、その職員の成長と利用者に提供するサービスの量と質の担保・向上に役立つ。直接実践する者（スーパーバイザー）とその実践を支援する者（スーパーバイザー）との関係の中で行われる。

大項目 (取り組み内容)	Ⅱ-(3) 権利擁護支援 ¹⁶ の体制の構築
中項目 (実施項目)	① 権利擁護支援の体制の構築★ ② 身寄りの問題 ¹⁷ に対する社協の取り組みの具体化
小項目 (達成方法)	①-1 「権利擁護支援」に必要な事業を総合的に検討する ①-2 日常生活自立支援事業 ¹⁸ と金銭管理・財産保全サービス ¹⁹ の適正運営 ②-1 身寄りのない人の課題について取り組みを進める
主たる担当部署	相談支援係・総務係

【現状と課題】

- ・ 成年後見制度²⁰等の権利擁護支援を必要とする単身者や身寄りのない人等が増えると予測される。東御市社協の「権利擁護支援」の理念を再確認し、必要な事業を行えるように検討をする。
- ・ 成年後見制度に関する相談支援は「上小園域成年後見支援センター」として広域で実施しているため、成年後見制度の普及啓発・相談支援・法人後見・市内のネットワーク体制の構築等は、東御市独自で行うことが難しい状況である。
- ・ 「身寄りの問題」について、当事者団体の組織化等取り組みを進めたが、さらに社協の役割を実践する時期に来ている。また、地域住民と課題を共有して地域ぐるみで支え合う体制が必要である。

【5年後のあるべき姿】

権利擁護支援を必要とする人への体制整備を強化する

【今後の方向性】

- ・ 東御市の成年後見制度利用促進計画などと連動しながら、権利擁護に関する相談体制を社協として整備し、成年後見制度、日常生活自立支援事業、金銭管理財産保全サービス事業、身寄りのない人の終身サポート事業等を総合的に対応できるように検討し実施をする。
- ・ 東御市社協が中核となり、権利擁護支援のネットワークづくりを市・関係機関・市民と共に取り組みを進める。

¹⁶ 権利擁護支援：なんらかの事情によって自分の思いや考えを、他の人に伝えることができず（または伝え方が弱い）、その結果、社会日常的に不利な立場に置かれている人たちを支援する活動を総称する。

¹⁷ 身寄りの問題：頼れる家族・親族がいない、『身より』のない人は、「家族による支援」が受けられず、連帯保証人等を確保することができず、居住・医療・介護といったいのちとくらしに関わる重要な場面で排除されてしまうこと。

¹⁸ 日常生活自立支援事業：定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、認知症や障がい者の方々が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように支援する事業。

¹⁹ 金銭管理・財産保全サービス：判断能力はあるが、移動が困難等の理由により、金銭の管理や財産の保全が十分ではない高齢者や障がい者を対象に、福祉サービス利用料・公共料金の支払い等の日常的な金銭管理サービス、通帳・印鑑・証書類の預かりサービスをする。

²⁰ 成年後見制度：認知症、障がいにより判断能力が不十分な方々を、法律的に保護し支えるための制度。預金の解約や施設入所等福祉サービス利用契約の締結、不動産の売買等の財産処分を行う必要があっても、判断能力が不十分な状態ではこれらのことをするのが難しい場合がある。そのような状況の場合、家庭裁判所が、判断能力が不十分の方々を援助する人を選ぶことにより、本人を法律的に支援する制度。判断能力に合わせて、「補助」「補佐」「後見」の3類型がある。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①－1 「権利擁護支援」に必要な事業を総合的に検討する	「権利擁護」の理念と成年後見制度や権利擁護支援に関わる諸事業の在り方を研修や会議を通じて、総合的に検討する		成年後見支援センター機能を持つ法人後見業務や制度の普及啓発、権利擁護支援の市内のネットワークづくり、他の権利擁護事業を含めて総合的な権利擁護支援体制を構築する			東御市社協で成年後見業務全般と権利擁護支援の関係業務を一体的に実施できるようにする
①－2 日常生活自立支援事業と金銭管理・財産保全サービスの適正運営	関係機関と連携し、相談体制を整える 支援会議参加等を通し、事業の適切な利用につなげる		ガイドライン、終身サポートサービスとの共有を図る			適切な事業利用ができ、利用対象者との契約が迅速に対応できるようになっている
②－1 身寄りのない人の課題について取り組みを進める	市のガイドラインづくりに参加	「ガイドライン」に沿った「身寄りのない人」の対応を社協組織全体で共有して行う		終身サポートサービスの実施		「身寄りのない人」もそうでない人も安心して暮らしを継続でき、亡くなった後のことまで、本人の希望が叶う地域になっている
	経済的に困窮している人の終身サポート事業の検討					
	「身寄りの問題」について、「出前講座」・既存の研修や会議の機会等で住民や事業所の理解を進める					

財源	東御市と協議して検討
----	------------

大項目 (取り組み内容)	Ⅱ-(4) 人と人とのつながりを大事にできるチームづくり（居宅介護支援）
中項目 (実施項目)	① 利用者の思い・価値に寄り添い、自立した問題解決に向け係内・社協内外の関係機関と協働し支援する ② 自身の振り返り、様々な事例、地域での様子に関心を持ち常に研鑽する

小項目 (達成方法)	①-1 多職種での事例検討の場を持ち、ニーズに対しての助言を受け、質の向上に努める ①-2 多くの事業者と顔の見える関係づくりを継続する ②-1 担当外ケースに対して緊急時・災害時に対応できるよう情報の共有に努める ②-2 地域に出向く機会を持ち、様々な視点を持つ
---------------	---

主たる担当部署	介護支援係
---------	-------

【現状と課題】

- ・利用者・家族に寄り添い、自立を促す支援を念頭にサービス展開を行っているが、今後ますます一人ひとりの課題解決に向けて多職種との連携・協働していく必要がある。
- ・多様な価値観がある中、多くの視点を持つことが必要とされている。

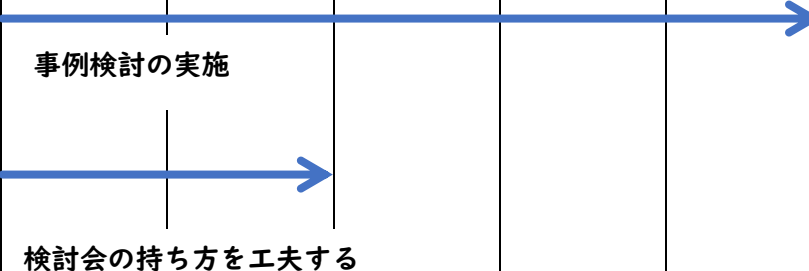
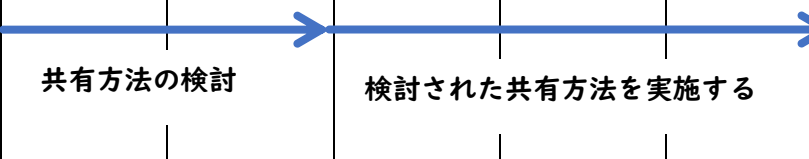
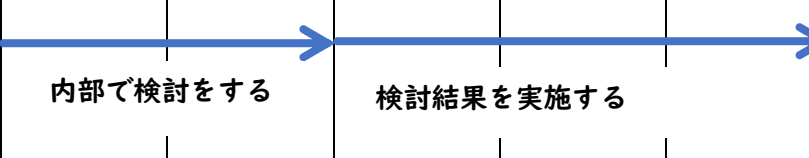
【5年後のあるべき姿】

多職種と連携・協働した取り組みにより一人ひとりの課題に寄り添い自立を目指す支援ができている

【今後の方向性】

- ・一人ひとりの支援の中で、その人の思いや生き方に寄り添い、実現に向け社協内外部の多職種間で情報の共有を図り検討しながら、解決に導いていく。
- ・自己の振り返り、ケースや経験、地域との交流等から、視野を一人ひとり広げていける。
- ・顔の見える関係、人と人とのつながりを大切に一人ひとりが活動できている。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①－1 多職種での事例 検討の場を持 ち、ニーズに対 しての助言を受 け、質の向上に 努める						事例検討の進 め、質の向上が できている
①－2 多くの事業者と 顔の見える関係 づくりを継続す る						多くの機関と顔 の見える関係を もち、協働して いる
②－1 担当外ケースに 対して緊急時・ 災害時に対応で きるよう情報の 共有に努める						緊急時等、担当 外ケースの対応 ができる
②－2 地域に出向く機 会を持ち、様々 な視点を持つ						地域住民との関 わりをもち、 様々な視点がも てている

財源	介護保険事業
----	--------

Ⅲ【法人運営部門】

大項目 (取り組み内容)	Ⅲ-(Ⅰ) 適切な法人運営をする
中項目 (実施項目)	① 住民の視点を活かすため住民参画を進める ② 理念に基づき、社協職員として自覚を持てるようにする ③ 事務手続きの統一化を図る

小項目 (達成方法)	①-Ⅰ 市民が参画しやすい環境づくり ②-Ⅰ 理念、基本方針を共通認識にするための機会をもつ ③-Ⅰ 職員が分かりやすいマニュアルを作成する
---------------	--

主たる担当部署	総務係
---------	-----

【現状と課題】

- ・社協職員としての自覚を持つ機会が不足しており、理念を意識しての行動が難しく共通認識が不足している。展開する事業の拡大により、様々な事務作業に追われ法人全体の理念の共有や、個々の業務を振り返る機会が不足しがちである。
- ・多様な働き方への対応を行っているものの、法人としての規律や規程の周知が十分に行えず統一されていない。
- ・事務処理に対して、職員間で統一した理解を持つことが大切である。

【5年後のあるべき姿】

一人ひとりが社協職員としての意識を持ち業務に取り組むことができる

【今後の方向性】

- ・幅広い研修を実施し、職員の意識の向上を目指していく。また、理念や基本方針の掲示を行い、意識しやすい環境を整える。
- ・事務処理の統一化を図るために、流れや手続き等を学ぶ機会をつくる。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①－Ⅰ 市民が参画しやすい環境づくり	参画しやすい環境づくりを検討、実施する				→	参画しやすい状況になっている
②－Ⅰ 理念、基本方針を共通認識するための機会をもつ	理念、基本方針の掲示を行う				→	統一した理解をもちながら仕事ができている
	研修の年間スケジュールを計画し、実施する				→	
③－Ⅰ 職員が分かりやすいマニュアルを作成する	事務、事業の見直しとマニュアルの作成				→	マニュアルが作成でき、担当職員が不在でも市民への対応ができている
	庶務規程等の見直し				→	

財源	法人運営事業
----	--------

大項目 (取り組み内容)	Ⅲ-(2) 人材育成と組織内連携による働きやすい職場環境を整える
中項目 (実施項目)	① 仕事への意欲と向上心を持てる安心した仕組みづくり★ ② 組織内の連携強化に取り組み、スムーズな情報共有を図る

小項目 (達成方法)	①-1 スキルアップや職員の意識、仕事への意欲を高めるための各種研修を実施する（ビジネスマナー、スキルアップ、初任者、実習指導者） ①-2 メンタルサポートの体制を整備し、安心した職場環境をつくる（ストレスチェック等） ②-1 情報共有の重要性の理解を促進し、有意義な情報を活用できることで職場の能力向上につなげる（デスクネットの活用）
---------------	--

主たる担当部署	総務係
---------	-----

【現状と課題】

- ・コロナ禍を経て、職場内外の研修会が減り職員のスキルアップを図ることができていなかった。
- ・社協事業が増えたため、事業の情報共有の場がなかったことで認識しづらい。
- ・デスクネット（スケジュール管理）を入れ職員の動きが分かりやすくなった。
- ・ストレスチェックの方策がなかった。
- ・職員の心のケアや疲弊しないための体制が整備されておらず、個々の職員の努力や創意工夫に委ねられている。
- ・職員同士の価値観や考え方をお互いに理解する機会を十分に持てなかった。

【5年後のあるべき姿】

継続的な研修を行い、働きやすい職場にする

【今後の方向性】

- ・研修の年間スケジュールを作成し、計画的に開催する。開催したものについて、評価を行い必要な研修を開いていく。また、外部研修についても参加できる体制をつくり、福祉分野以外の学びも積極的に行い視野を広げる。
- ・職員の心身の疲弊を防ぐための組織的なサポートを行う。
- ・職員同士の価値観や考え方を理解する機会を積極的に作る。

【年度スケジュール】

実施項目	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	5 年後の姿
①－1 スキルアップや 職員の意識、仕 事への意欲を高 めるための各種 研修を実施する	 職員研修計画をつくり、実施する					定期的に研修を 実施している 研修に意欲的に 参加できる
	 外部研修会、専門研修へ参加してスキルアップを図る					
①－2 メンタルサポー トの体制を整備 し、安心した職 場環境をつくる	 メンタルサポートの体制を検討する					安心して働ける 職場環境になっ ている
	 メンタルサポート、ハラスメントの研修を開く					
	 職員同士の 考え 方・価値 観を知る 場づくり	 職員同士の考え方・価値観を知る場づくりの工夫				
②－1 情報共有の重要 性の理解を促進 し、有意義な情 報を活用できる ことで職場の能 力向上につなげ る	 情報共有の仕方を検討し、実施する					情報の共有がで きている
	 各事業に関わる情報の掲載をデスクネットで行う					

財源	法人運営事業、市からの委託費
----	----------------

大項目 (取り組み内容)	Ⅲ-(3) 経営状況の把握と地域福祉活動を行うための財源の確保を検討する
中項目 (実施項目)	① 経営状況を把握し、事業の見直しを行う★ ② 会費を含めた多様な財源確保について検討する
小項目 (達成方法)	①-1 経営状況について把握する機会を設け、勉強会を開催する ①-2 経営状況を見ながら、事業の見直しを行う ②-1 ファンドレイジング等、財源確保の方法を探る
主たる担当部署	総務係

【現状と課題】

- ・ 民間助成金やファンドレイジング等新しい財源の検討がされていない。
- ・ 会費や寄付等が「これに使ってほしい」と感じるような活動の見出しができていない。
- ・ 財源確保が必要であり、地域や社協の役割についての周知はしても理解が得られていない。
- ・ 財源について学ぶ機会がなかったため、経営状況を振り返ることや、これからの在り方の検討がされていなかった。

【5年後のあるべき姿】

事業の見直しをして、財源を確保する

【今後の方向性】

- ・ 理事会や評議員会、地域の方からの意見を取り入れられる仕組みづくりを行う。
- ・ 東御市に合った事業や活動を行い、財源を確保するための意識を統一する。
- ・ 地域の企業とつながるための活動を推進する。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①－1 経営状況について把握する機会を設け、勉強会を開催する	 経営状況を職員が把握できるように勉強会を開く					経営状況が把握できている
①－2 経営状況を見ながら、事業の見直しを行う	 事業の見直しをする					経営状況に合わせた事業の見直しができている
②－1 ファンドレイジング等財源確保の方法を探る	 民間助成金の情報収集をする					新たな財源確保への取り組みが行えている
	 プロジェクトチームを立ち上げる					

財源	法人運営事業
----	--------

大項目 (取り組み内容)	Ⅲ-(4) 広報、情報発信を強化し、社協事業の理解に努める
中項目 (実施項目)	① 住民へ理解しやすいような、事業の見える化をする★ ② 社協の活動を発信するため、情報発信のツールを見直す
小項目 (達成方法)	①ーⅠ 事業の目的や事業内容を分かりやすくまとめ、発信する ②ーⅠ 世代別の情報ツールの検討をする
主たる担当部署	総務係・地域福祉係・相談支援係・介護支援係

【現状と課題】

- ・ホームページや Facebook 等により情報発信は実施しているが、情報更新の頻度が低くなっていて、どの媒体も見てもらえていない。
- ・市民に社協とは何か、社協の取り組み内容が理解されていない。また、実施した事業について報告が不十分。

【5年後のあるべき姿】

情報更新がイベント毎にスピード感をもって行える

【今後の方向性】

- ・情報を更新できる体制をつくる。また、関係団体からの情報発信ができる仕組みを検討していく。
- ・イベントや事業の開催時に参加者は、何から情報を得たのかを知り情報発信の手掛かりにしていく。

【年度スケジュール】

実施項目	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	5 年後の姿
①－Ⅰ 事業の目的や事業内容を分かりやすくまとめ、発信する	事業の目的や内容を明確にする 発信体制を整える					SNS 等を活用し発信し、報告ができている
②－Ⅰ 世代別の情報ツールの検討をする	情報ツールの検討、情報発信する					必要なツールを活用している

財源	法人運営事業
----	--------

大項目 (取り組み内容)	Ⅲ-(5) 災害等の緊急事態における事業継続計画を整備する
中項目 (実施項目)	① 緊急時に対する意識の向上、対応について対策する★ ② BCP の運用を明確化し、緊急事態における対応について職員の理解に努める

小項目 (達成方法)	①—1 災害対応マニュアルの整備 ①—2 計画的な訓練の実施と計画へのフィードバック ②—1 事業・業務ごとのマニュアル整備
---------------	--

主たる担当部署	相談支援係・総務係・地域福祉係
---------	-----------------

【現状と課題】

- ・東御市社協の事務所は、総合福祉センターの一角を間借りしている状況にあり、災害発生時に別の拠点へ移動する等、総合福祉センターが機能しない場合の想定・検討が進んでいない。
- ・設備面の問題については、事前に行政と確認をしておく必要があり、不足する物や、東御市社協が事業継続するために必要となる個別の物品等については、今後整備していく必要がある。
- ・ミニデイサービス、ゆめぽけっと等の利用者がいる状況で、災害があった場合に備えた各事業、業務ごとの発災時のマニュアルを整備する必要がある。
- ・委託事業の事業継続・再開時期、実施方法等について、事前に行政と確認を行う必要がある。
- ・事業継続計画は策定したものの、まだまだ実効段階には至っていないため、早期に必要な整備を行い、災害時であっても市民に信頼される体制の構築が求められる。

【5年後のあるべき姿】

緊急事態発生時に各職員が適切な優先順位のもと業務が遂行できる

【今後の方向性】

- ・総合福祉センターの使用ができない場合の拠点を決める。
- ・設備面の問題について行政とのすり合わせを行う。
- ・事業継続に必要な物品等の用意、保管方法の確認。
- ・各事業、担当業務ごとのマニュアルの整備。
- ・緊急時に社協職員としての行動ができるように、発災時を想定した研修・訓練を行っていく。
- ・研修・訓練を行い改善点や不足している物等があれば、是正していく。
- ・係ごとのスマートフォンの管理方法（使用・持ち出し等）のルールづくり。
- ・災害ボランティアセンターを設置するのにふさわしい場所の選定。

【年度スケジュール】

実施項目	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	5年後の姿
①—1 災害対応マニュアルの整備	 災害対応マニュアルを整備する					災害が起きたとしても、職員が自発的に行動できる
①—2 計画的な訓練の実施と計画へのフィードバック	 年1回の訓練の検討と実施					計画やマニュアルがより実効力のあるものとなっている
②—1 事業・業務ごとのマニュアル整備	 必要なマニュアルの検討		 マニュアルの整備			災害発生時に業務が維持・継続できる

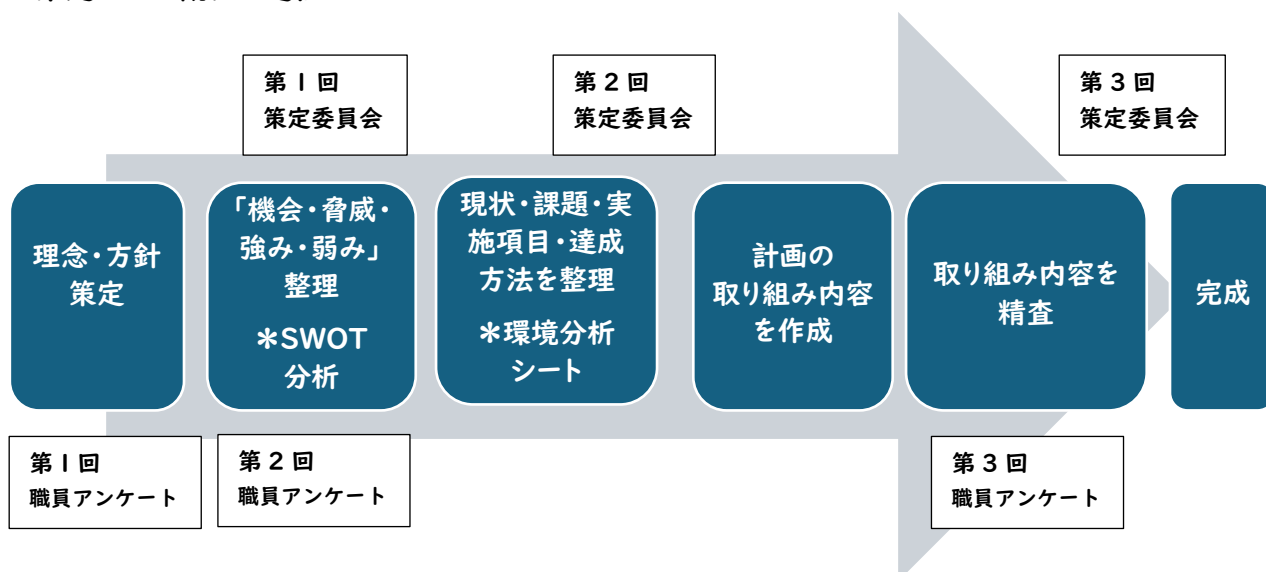
財源	法人運営事業
----	--------

巻末資料

- (1) 東御市社会福祉協議会 総合計画策定の経過
- (2) 総合計画策定委員会設置要綱
- (3) 総合計画策定委員名簿・オブザーバー・各部会メンバー表
- (4) 参考資料
- (5) 注釈一覧

(1) 東御市社会福祉協議会 総合計画策定の経過

○策定までの概ねの過程



○SWOT 分析シート 本計画の 11頁参照

○社協組織の環境分析シート(参考)

社協組織の環境分析シート【様式2】

●相談・権利擁護部門

大項目 それぞれに合った項目に書き換えたり、増やしてもよい。	現状の姿		現状と課題	実施項目	(具体的な) 達成方法
	強み(できている) SWOTの「強み」を中心に分析する	弱み(できていない) SWOTの「弱み」を中心に分析する	「強み」「弱み」と「機会」「脅威」をふまえて、現状の課題を文章で記載する。 ●強みを強化して、機会を活かす ●機会を活かして、弱みを克服する ●強みでピンチを克服する ●弱みが、ピンチで受ける影響を回避する	中項目 例) 社協の理解者・応援団づくり	小項目 例) ・役職員勉強会の開催 ・社協についての広報(HP・Facebook・インスタ・YouTube・広報紙)
(1) 包括的な相談と支援	・LINE相談を含めて、相談しやすい環境や相談窓口の提供と断らず受け止める相談を行っている。 ・住民や事業所と協力し困りごとを連携して解決している。 ・多機関につなげ、連携して相談を進められている。 ・身寄りのない人・金銭管理に課題がある人・他多様なニーズに対して対応している。 ・断らず、受け止める相談を行っている。 ・相談の実績からなのか、相談者が自然に相談に来るようになった。	・繋がっていない相談に気づきつなげていく(アウトリーチ)機能が、専門人材の配置が難しいことなどの理由も十分対応ができていない。 ・相談者にとって本当に相談しやすい環境や周知がされているか検討の余地がある。 ・社協の他部門同士の相談の内容・係の現状の共有と情報の連携が薄い。 ・地域の相談支援機関・サービス事業所・福祉施設など、専門機関とのネットワーク化が求められる。	・経済的困窮者や社会とつながりが薄い方などで、複数の課題や難しい課題を抱える相談者が増えており、解決や改善には様々な機関や市民の協力が必要とする。 ・多様な困りごとのニーズに対して、多機関(行政・団体・事業所など)や市民と連携し、解決する体制ができていない。 ・身寄りのない人、子どもや多様な人の居場所、多頭飼育、片付けなどの新たな課題に気が付き、協働やネットワークによる解決を図っている。 ・一方、社協の相談機能が十分周知されておらず、社協に相談をすればよいことが理解されていない状況もある。 ・まだ相談に繋がっていない人をつなげていく仕組みや取組みが不十分。 ・社協内部の他係との情報共有と連携が不足しており、社協として組織的対応を、さらに進める必要がある。	① 多様なニーズに市民・多機関と連携・協働し、活動を行う。 ② 相談ニーズに対する組織内の連携強化 ③ 相談に繋がっていない人をつなげていく仕組みづくり	・生活保護者を含めた包括的な相談を行う。 ・就労支援を充実する ・貸付事業の適正運営と連携強化 ・支援会議の活用による困難ケースの対応 ・就労準備支援事業の充実 ・相談機能を広報し相談の機会を作る
他部門へ移したい項目・分けきれなかった事・その他 ・組織内連携強化(相談事例についての共有化や解決方法を組織として検討する機会を持つ) ・行政とのパートナーシップ 行政に組織的提案をすること					

+

○計画策定の経過

	期日・期間	実施内容
1	令和6年 12月13日	キックオフ会議 竹端寛氏研修会 「社協はいったい誰のため？何のため？ より良い未来を考えるために」
2	12月23日～ 令和7年1月6日	職員アンケート(1) …経営理念・基本方針作成の意見収集 「経営理念・基本方針について、竹端寛氏の講義について」
3	1月9日	リーダー会議①
4	1月14日～20日	職員アンケート(2) …「SWOT分析」を行うための意見収集 「経営状況・経営環境の把握・分析」
5	1月14日	リーダー会議②
6	1月21日	リーダー会議③
7	1月23日	第1回 策定委員会 …東御市社協や計画に期待することなど
8	1月28日	リーダー会議④
9	2月12日	第2回 策定委員会 …「経営状況・経営環境の把握・分析」を もとに意見交換
10	2月4日	リーダー会議⑤
11	2月6日	永田祐氏研修会 「地域共生社会の実現と社協の役割」
12	2月10日	リーダー会議⑥
13	2月17日	研修後の振り返りアンケート 「永田祐氏の講義について」
14	2月18日	リーダー会議⑦
15	2月25日	リーダー会議⑧
16	2月28日～ 3月5日	職員アンケート(3)…住民視点による意見収集 「部門別の取り組み内容について、 住民として社協に期待すること」
17	3月4日	リーダー会議⑨
18	3月12日	第3回 策定委員会…素案をもとに意見交換
19	3月11日	リーダー会議⑩
20	3月17日	リーダー会議⑪
21	3月19日	理事会提出
22	3月26日	評議員会報告
23	3月27日	リーダー会議⑫

○各部会の開催

部会名	回数	日程(すべて令和7年)
全体統括	6回	1月31日 2月7、21日 3月3、14、28日
法人運営	7回	1月15、24日 2月5、15、20、27日 3月5日
地域福祉・相談支援	4回	1月22日 2月5、20、27日
事業継続計画	1回	2月5日

(2) 総合計画策定委員会設置要綱

社会福祉法人東御市社会福祉協議会総合計画策定委員会設置要綱

令和 7 年 1 月 1 日

(設置)

第 1 条 東御市における地域福祉の推進を目的とした社会福祉法人東御市社会福祉協議会総合計画の策定にあたり、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第 2 条 委員会は、総合計画の作成に関する事項について協議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から社会福祉法人東御市社会福祉協議会会長が委嘱する。

- (1) 社会福祉事業関係者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) ボランティア関係者
- (5) 学識経験者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会議は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は委員の半数以上の出席がなければ開く事ができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、委嘱の日から同年の 3 月 31 日までとする。ただし、委員の辞職等に伴い、欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は社会福祉法人東御市社会福祉協議会総務係において処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

(3) 総合計画策定委員名簿・オブザーバー・各部会メンバー表

◆ 東御市社会福祉協議会総合計画策定委員名簿

氏 名	役職等	団体名等	選出区分
五十嵐 江利子	代表	主任児童委員 子ども食堂ボランティア	社会福祉団体の関係者
高藤 重男	代表	保護司 子ども食堂あがた	ボランティア関係者
田中 節夫	会長	和地域づくりの会	地域住民の代表者
成澤 優一郎	代表	成澤会計事務所	有識者（税理士）
堀川 竹子	副会長	東御市社会福祉協議会理事	有識者
若林 望	代表	若林ぶどう園 就労体験等協力事業所	地域住民の代表者

五十音順

◆ オブザーバー

竹端 寛	兵庫県立大学 環境人間学部 教授
永田 祐	同志社大学 社会学部 教授

五十音順

◆ 東御市社会福祉協議会総合計画 各部会メンバー表 ◎…リーダー ○サブリーダー

全体統括		法人運営		地域福祉 相談支援		事業継続計画	
◎佐藤 もも子	相談支援係	◎岡田 梓	総務係	◎小野 紘彰	地域福祉係	◎柄澤 純一	地域福祉係
○蓬田 恵太	総務係	○原澤 寛和	総務係	○長谷川 明美	介護支援係	○中澤 優希	相談支援係
横山 好範	会長	田中 喜一郎	次長 地域福祉係	佐藤 もも子	相談支援係	岡田 梓	総務係
高岡 久章	事務局長	小林 佳子	総務係	柄澤 純一	地域福祉係	原澤 寛和	総務係
田中 喜一郎	次長 地域福祉係	白石 明子	総務係	高見沢 心	地域福祉係	小野 紘彰	地域福祉係
松下 ちひろ	地域福祉係	松下 ちひろ	地域福祉係	山崎 茂文	地域福祉係	比田井 友香	相談支援係
宮入 真奈美	地域福祉係	高見沢 心	地域福祉係	渡邊 晃子	地域福祉係	中村 明美	介護支援係
渡邊 晃子	地域福祉係	宮崎 絵理子	相談支援係	中澤 優希	相談支援係	松澤 広美	介護支援係
		清水 秀子	相談支援係	比田井 友香	相談支援係		
		長谷川 明美	介護支援係	中村 明美	介護支援係		
				小川原 章子	介護支援係		
				松澤 広美	介護支援係		
				小平 佐喜子	介護支援係		

(4) 参考資料

- 空閑浩人・白澤政和・和気純子 編著(2021)『新・MINERVA 社会福祉士養成テキストブック4 ソーシャルワークの基盤と専門職』ミネルヴァ書房
- 信濃毎日新聞社(2019)『長野県平成年表』
- 社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会 企画小委員会(2023)『市区町村社協 中期経営計画策定の手引き』
- 全国権利擁護支援ネットワーク 編著(2015)『権利擁護支援と法人後見』
- 全国社会福祉法人経営者協議会(2018)『中長期計画策定マニュアル』
- 中央法規出版株式会社(2021)『社会福祉の動向 2021』
- 長野県公式ホームページ・長野県の主なできごと
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/rekishi/rekishi/dekigoto.html>
 (2025年2月14日閲覧)
- 和田敏明 編者(2021)『改定2版 概説 社会福祉協議会』社会福祉法人全国社会福祉協議会

(5) 注釈一覧

ページ 番号	注釈 番号	語 句	ページ 番号	注釈 番号	語 句
p.2	1	ニーズ	p.20	11	包括的な相談支援体制
	2	地域福祉計画	p.22	12	生活支援コーディネーター
	3	地域福祉活動計画	p.28	13	プラットフォーム
p.9	4	パートナーシップ	p.34	14	支援会議
	5	ファンドレイジング	p.37	15	スーパービジョン
p.10	6	ソーシャルワーク	p.38	16	権利擁護支援
	7	アウトリーチ		17	身寄りの問題
p.18	8	コミュニティソーシャルワーカー		18	日常生活自立支援事業
	9	重層的支援体制整備事業		19	金銭管理・財産保全サービス
p.19	10	フィードバック		20	成年後見制度

表紙・裏表紙の貼り絵について

子ども第三の居場所「ゆめぼけっと・とうみ」の子どもたちの貼り絵の作品です。

○表表紙 「とうみのまち」

市民が明るく生き生きと暮らす「まち」を「虹」と共に配置し、それらを支える人々の「協力」を手と手をつなぐ「握手」で表現しました。

左側に特産の「くるみ」、「ぶどう」

右側に東御市の花である「レンゲツツジ」を描きました。

○裏表紙 「オオルリシジミ」

東御市では、絶滅危惧種である「オオルリシジミ」の保護活動に取り組んでいます。



社会福祉法人東御市社会福祉協議会

〒389-0502 長野県東御市鞍掛 197

電話 0268-62-4455 Fax0268-64-5695

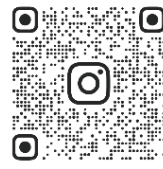
ホームページ <https://www.tomisyakyo.or.jp/>



東御市社協
フェイスブック



LINE 相談



@YUMEPOKE_TOMI

子ども第3の居場所
「ゆめぽけっと・とうみ」
インスタグラム